

1 2 月 1 3 日 (第 1 日)

12月13日(火)第1日 午前10時00分開議

出席議員

1番	宮下成美	2番	寛本語
3番	上本雄一郎	4番	平本美幸
5番	美濃英俊	6番	古居俊彦
7番	長坂実子	8番	岡野数正
9番	平川博之	10番	酒永光志
11番	沖也寸志	12番	沖元大洋
13番	上松英邦	14番	浜西金満
15番	山本一也	16番	吉野伸康

欠席議員

なし

本会議に説明のため出席した者の職氏名

市長	明岳周作	副市長	土手三生
教育長	小野藤訓	総務部長	山本修司
企画部長	奥田修三	危機管理監	佐野数博
市民生活部長	江郷壺行	福祉保健部長	仁城靖雄
産業部長	泊野秀三	土木建築部長	水頭顕治
教育部長	山井法男	消防長	丸石正男
水道施設課長	澤岡秀昭	下水道施設課長	新澤昌和

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	矢野圭一
議会事務局次長	長原範幸

議事日程

日程第1	諸般の報告
日程第2	会議録署名議員の指名
日程第3	会期の決定
日程第4	選挙第2号 広島県水道広域連合企業団議会議員選挙
日程第5	一般質問

開会（開議） 午前10時00分

○議長（吉野伸康君） ただいまから、令和4年第6回江田島市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は15名であります。

12番 沖元大洋議員から遅れて出席するとの届出がありました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 諸般の報告

○議長（吉野伸康君） 日程第1、諸般の報告を行います。

明岳市長から報告事項がありますので、これを許します。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） 失礼いたします。皆様、おはようございます。

本日、ここに議員各位の御参集をお願い申し上げ、令和4年第6回江田島市議会を開会するに当たりまして、御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、平素から市政運営に対し、格別の御理解と御協力をいただきまして、深く感謝申し上げます。

また、市民の皆様には早朝から定例会の傍聴にお越しをいただき、心から御礼を申し上げます。ありがとうございます。

師走に入り、朝夕の冷え込みを厳しく感じる季節になってまいりました。新型コロナウイルス感染症につきましては、令和4年7月に流行の第7波に入り、本市でも8月には新規感染者が過去最高の839人を記録いたしました。その後、10月中旬までは減少傾向に転じておりましたが、10月下旬からは再び増加しており、11月の新規感染者は475人となりました。

これからは季節性インフルエンザとの同時流行も懸念されていることもあり、予断を許さない状況でございます。皆様には引き続き一人一人がしっかりと基本的な感染対策に取り組むとともに、高齢者や基礎疾患のある方など、重症化リスクの高い方を守るための取組をしっかりと行うことをお願いいたします。

さて、去る12月10日は世界人権宣言が採択をされた日、国際人権デーでございます。日本では、この日を最終日とする一週間を人権週間と定めて、全国的に人権啓発活動を特に強化しております。

私もこの折に心の琴線に触れる2つの出会いをいただくことができました。

1つ目は、11月25日に御来訪をいただいた、本市出身で今から90年前、昭和7年、1932年ロサンゼルスオリンピック水泳100メートル自由形の銀メダリスト、河石達吾さんの御子息、河石達雄さんのお話であります。

河石さんはお父様の母校であります大古小学校で心の教育参観日に招かれ、6年生児童とその保護者の皆様に、「硫黄島からの手紙、硫黄島への手紙」と題した授業で御両

親への思いと命の大切さについて、お話をされました。「硫黄島からの手紙」とは、死を覚悟して戦地に赴いた戦いのさなか、昭和19年12月、出産を知らされた達吾さんは吉報と喜びをつづり、達雄と命名し、達雄さんを日本一の造船技師に育てたいと夢をしたためられた妻輝子さんのもつに届いたお手紙のことです。「硫黄島からの手紙」であります。そして、「硫黄島への手紙」とは、生後間もない達雄さんの写真3枚を添えて、無事を祈る妻の願いがつづられた輝子さんからのお手紙のことです。どうか一日も早く、御無事でお帰りくださいますように、との願いのこもったお手紙は、昭和20年2月、戦火の激しくなった硫黄島へは届けられることがなく、宛先不明として輝子さんのもつに返送されたそうです。厳しい戦時下で遠く離れていても子を宝とし、強く結ばれた御夫婦の達雄さんに注がれた愛情の物語は、返送されたお手紙を大切に保管された輝子さんが平成3年にお亡くなりになった後、遺品を整理していたとき偶然見つけられ、達雄さんの手で開封をされました。親にとって子供は宝であること、親が子を思い、共に歩もうという夢を奪う戦争の悲しさ、そして命の大切さを語られ、皆さんは希望に満ちた大空へ飛び立ってくれることを私は期待していますとお話を結ばれたそうです。

そして2つ目は、12月4日、第3回国際ヒューマンフェスタでのバンドューラ奏者、カテリーナさんのお話です。

ウクライナで生まれたカテリーナさんは、生後30日のときにチェルノブイリ原発事故で被災をされ、被災した子供たちで構成された音楽団に入団。そこから海外公演に参加されることとなったそうです。日本へもコンサートで来日され、何度か招聘されるうちに、日本の自然の美しさと人の心の温かさ、安全な暮らしに憧れを抱き、いつか日本で音楽活動をしたいと夢を描かれ、19歳のときに音楽活動の拠点を東京に移し、夢を実現されたそうです。今回の公演では、ふるさとウクライナの平和や御家族の安全を願う気持ちをバンドューラの音色に乗せて、ウクライナの子守唄をはじめ、涙そうそうや翼をくださいなど、私たちになじみのある曲も演奏いただきました。アンコールの際には、青い空の下、家族が笑顔で暮らすこと、夢を思い続け歩み続けることの尊さを語られ、無伴奏で会場に染みわたる声でふるさとを歌われ、皆さんの心に望郷の思い、平和への祈りを呼び覚ませてもらいました。ふるさとのまちで家族の深い愛情に支えられ、希望を持ち、夢に向かって歩み続ける、私はこのことの難しさと尊さをお二人のお話からしっかりと学ばせていただきました。子供たちが夢に向かって羽ばたくことができる平和な国づくり、ふるさとのまちづくりの実現のため、引き続き市民の皆様のご生活に寄り添い、求められる施策の実現に尽力してまいります。議員各位の一層の御支援と御協力をお願いいたします。

さて、今議会では新型コロナウイルス感染症対策に係る補正予算など、当面する市政の重要案件につきまして、御審議をお願いすることといたしております。何とぞ十分な御審議をいただき、議決を賜りますようお願いを申し上げます。

10月開会の臨時会以後の市政の主な事柄につきましては、市政報告書のとおりでございます。よろしくお願いいたします。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議長（吉野伸康君） 以上で、市長の報告を終わります。

次に、議長報告を行います。

地方自治法第235条の2第3項の規定による令和4年8月から令和4年10月までに係る、例月現金出納検査に対する監査の結果報告が、お手元にお配りしたとおり提出されておりますので、御覧いただくようお願いいたします。

なお、朗読は省略いたします。

また、本日は企業局長が出席できません。説明員として澤岡水道施設課長、新澤下水道施設課長を入場させております。

以上で、議長報告を終わります。

これで、諸般の報告を終わります。

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（吉野伸康君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において、1番 宮下成美議員、2番 筧本 語議員を指名いたします。

日程第3 会期の決定

○議長（吉野伸康君） 日程第3、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から12月20日までの8日間といたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、会期は8日間と決定いたしました。

日程第4 選挙第2号

○議長（吉野伸康君） 日程第4、選挙第2号 広島県水道広域連合企業団議会議員選挙を行います。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定による指名推薦により行いたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推薦によることに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

広島県水道広域連合企業団議会議員に、沖也寸志議員を指名いたします。

お諮りします。

ただいま、議長において指名しました沖也寸志議員を当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました沖也寸志議員が、広島県水道広域連合企業団議会議員に当選されました。

会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

この際、暫時休憩いたします。

(休憩 10時15分)

(再開 10時16分)

○議長(吉野伸康君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいまの出席議員数は16名であります。

12番 沖元大洋議員が出席しております。

日程第5 一般質問

○議長(吉野伸康君) 日程第5、一般質問を行います。

一般質問の順番は、通告書の順に行います。

最初の質問・答弁は登壇し通告項目について質問・答弁を行う総括質問方式、再質問から質問・答弁は自席で行う一問一答方式となっていますので、よろしく願いいたします。

また、類似した質問要旨は、議事進行の観点から重複をできるだけ避けていただき、簡潔にお願いします。

なお、本定例会に関しましては、自席で行う質問・答弁については、着席のまま発言してください。

8番 岡野数正議員。

○8番(岡野数正君) 皆さん、おはようございます。8番議員、尽誠会の岡野数正でございます。

傍聴いただいている皆様、早朝より議会にお運びをいただきありがとうございます。また、インターネット配信を御覧いただいている皆様にも、この場をお借りして厚く御礼を申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症は、ここに来て第8波を迎え感染拡大をしております。広島県においても国の基本的対処方針も踏まえ、感染の拡大をできるだけ抑えるた

め、医療で受け止めながら社会経済活動を維持することを基本方針として対策を進めているところでございます。これから年末年始を迎え、人の動きも増えてまいります。市民の皆様におかれましても、引き続き感染防止対策に留意しながら、輝かしい新たな年を迎えられますことを切に願うものでございます。

それでは、通告にしたがいまして、2項目10点の質問をいたします。

今回の質問は、市民生活の安心・安全を確保するためのものでございます。理事者各位におかれましては、私の意のあるところをお汲み取りいただき、明確な御答弁をいただきますよう、お願いを申し上げます。

まず、1項目目として、道路の老朽化及び通行障害対策についてでございます。

本市の道路の維持管理は、平成29年3月に策定された江田島市維持管理計画により10年計画で取り組むこととしておりますが、予想を超える老朽化の波がスピードアップしており、もはや高度成長期に一齐に整備された道路は、至るところで修繕や造り直しが必要となっております。

市民からの要望や苦情なども多いことから、私は本年2月、そして6月にも同様の質問をさせていただきました。2月の質問ではインフラ整備計画についてでございましたが、その際、市長が安心・安全な暮らしを支える道路とはの問いに対して、安全で円滑な交通を確保するための対策や適正な維持管理が行われている道路であると明言されております。まさにそのとおりであります。また、6月の一般質問では、インフラ維持管理計画について質問をさせていただきましたが、その際には限られた予算と人員の中で市道や河川補修を行っており、全ての修繕要望に対して迅速に対応することが困難となっているとのことでございました。

これらの御答弁を読み返し整理してみたのですが、どのように維持管理を進めようかとされているのか、不安を感じたわけであります。

さらに、最近ではイノシシによる道路のり面の掘り起こしなどで市内の各所において通行障害が発生している現状を見かけるようになってまいりました。道路の損傷に関する不安やイノシシの掘り返しによる通行障害など、国道や県道、林道、農道、さらには里道等の維持管理に対して市民の不安は高まっております。安心・安全な暮らしを支える道路を適切に維持することは、市民生活にとって基礎的なインフラとして重要なことと考えます。

つきましては、次の5点について伺います。

1、必要な維持管理予算は確保できているのか。2、維持管理体制の強化は図られているのか。3、個別計画に基づく計画的な修繕の進捗状況はどうか。4、人口減少、少子高齢化に伴う道路の減量化の検討は行われているのか。5、災害による崩土、またはイノシシによる崩土の対応はどうしているのか。

以上の5点でございます。

続いて、2項目目ですが、イノシシの被害対策の強化についてでございます。

私は議員生活5年となりましたが、毎年12月定例会にはイノシシ被害対策について一般質問をさせていただいております。その都度、前向きな御回答をいただき、市所有の箱わなの増設や捕獲情報の公開、さらには捕獲体制の強化に取り組むなど、その対応

には感謝しているところでございます。しかしながら、現状を見ますとイノシシ被害は一向に縮小せず、様々な形で市内全域に広がっており、農作物被害のみならず、石垣の崩壊や人的な被害まで発生しております。最近では、昼間でも出没し市民を不安に陥れるなど通常の生活にも支障を来すような事態が見られるようになってまいりました。

長年にわたる当局の取組は評価しておりますが、現在の状況及び過去の結果を踏まえると、現下の対策ではイノシシ被害を減少させることに対して不十分と言わざるを得ません。

市民生活の安心・安全を確保するためには、さらなるイノシシ被害対策の強化と抜本的な見直しが必要と考えることから、次の点について伺います。

1、被害の現状をどう捉え認識しているのか。2、第5期鳥獣被害防止計画は達成できたのか。3、箱わなによる捕獲はどのように強化されたのか。4、捕獲後の処理施設の建設はどのように協議されているのか。5、これまでの検証を踏まえ、第6期鳥獣被害防止計画はどのように策定するのか。

以上、2項目10点の質問について、市長の答弁を求めます。

○議長（吉野伸康君） 答弁を許します。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） 岡野議員から2項目10点の御質問をいただきました。質問項目が多岐にわたり答弁が長くなりますので、御容赦ください。

初めに、1項目めの道路の老朽化及び通行障害対策についてお答えをさせていただきます。

まず、1点目の維持管理予算の確保はできているのかについてでございます。

本市が管理する道路の維持管理予算につきましては、車や歩行者の安全・安心の確保に必要な補修等の予算を前年度の実績等を踏まえ確保しております。そのうち、県から事務移譲されている県道につきましては、それらの必要額を県に対し要求するとともに、里道につきましては、地元の方が必要とする法定外公共物改修補助金を前年度の申請状況を踏まえ確保しているところでございます。そのほか、舗装の応急補修など緊急時に簡易的な応急処置を行う2名のインフラ施設点検員の人件費を確保しております。さらに、大雨等により突発的・緊急的な補修などが必要となった場合には、当初予算の範囲内で対応した上で所要額を補正予算により確保しているところでございます。

次に、2点目の維持管理体制の強化は図られているのかについてでございます。

道路の維持管理体制の強化につきましては、平成29年度よりインフラ施設点検員2名、平成30年度よりインフラ施設等清掃員6名を配置し、施設点検を順次実施するなど、市民の皆様からの通報のみならず自ら補修箇所や通行に支障となる草木を早期に発見し、迅速に対応できる体制を整えております。

次に、3点目の個別計画に基づく計画的な修繕の進捗状況はについてでございます。

個別施設計画を策定している施設は橋梁とトンネルがでございます。

橋梁につきましては、令和元年度から令和2年度にかけ市道にある全ての橋261本の橋を点検し、補修が必要な橋は63本の橋でございました。その結果を踏まえ、令和元年度から順次補修を行っており、現時点で42本の橋の橋梁の補修が完了し、残り2

1の橋につきましては、令和6年度の完了を目指しております。

トンネルにつきましては、市内3か所のうち、令和2年度の点検結果において補修が必要となった1か所の補修を令和5年度に設計し、令和6年度の完了を目指しております。

次に、4点目の人口減少、少子高齢化に伴う道路の減量化の検討についてでございます。

本市の人口減少、少子高齢化に伴い、道路の利用状況や形態が変わっていくものと考えております。引き続き市民の皆様が居住している状況を考慮して、安全・安心が図られるように適切に管理してまいります。

最後に、5点目の災害による崩土、またはイノシシによる崩土の対応はについてでございます。

災害による崩土につきましては、本市が管理する道路において、里道も含め通行に支障を来すなど早期の対応が必要なことから速やかに除去することとしております。また、イノシシによる崩土の除去は、里道については原則として土地の所有者等により対応をお願いしているところでございます。しかしながら、近年、土地所有者等の高齢化や市街居住などの要因によって、イノシシによる里道上の崩土除去の対応が難しくなっている事案が増えてまいりました。そのため、土地所有者等による崩土除去が困難な場合には、里道を利用されている皆様の生活に支障が生じないように対応してまいります。

次に、2項目めのイノシシ被害対策の強化について、お答えさせていただきます。

まず、1点目の被害の現状をどう捉えて認識しているのかについてでございます。

本市では有害鳥獣に対する市民からの相談専用の窓口として、平成29年度から農林水産課内にイノシシ110番を設置しております。平成29年度に55件であった相談件数は平成30年度には100件となり、それ以降は横ばいで推移してきております。このイノシシ110番への相談内容などから、イノシシによる被害は畑の農作物を食い荒らすのみでなく、農道や林道、水路等を崩壊させるなど、本市のほぼ全域に及んできております。また、昼夜を問わず人家近くでイノシシを見かけることも増え、車やバイクとの接触事故や有害鳥獣捕獲班員の方が捕獲活動中に襲われてけがをされたなどの事故が発生しております。

市、消防本部などへの聞き取りでは、令和元年度1件であったイノシシによる人身事故の件数が、今年度、令和4年度11月末時点で既に4件も発生しております。このような状況からイノシシによる被害は農作物等への被害はもとより、我々の身近な生活環境にも広がっていると認識をしております。

次に、2点目の第5期鳥獣被害防止計画は達成できたのかについてでございます。

本市では、イノシシ等の鳥獣による被害を防止することを目的として、令和2年度に第5期江田島市鳥獣被害防止計画を策定いたしました。目標の達成状況につきましては、今年度が計画の最終年度であることから、令和3年度の実績でお答えをいたします。

まず、イノシシの捕獲頭数は、目標値であります年間1,200頭に対して、捕獲実績は1,158頭となっており、概ね目標を達成しております。しかしながら、イノシシによる農作物の被害額は目標値であります890万8,000円に対して、実績は1,

402万7,000円、被害面積は目標値の2.8ヘクタールに対して、実績は4.0ヘクタールとなっており、計画目標を達成できておりません。

次に、3点目の箱わなによる捕獲はどのように強化されたのかについてでございます。

第5期計画の策定後、イノシシ捕獲用の箱わなを36基新設し捕獲班に貸与しております。また昨年度、呉農業協同組合様から箱わな5基を寄贈していただきました。そのため、現在約200基の箱わなを確保し、箱わなの設置依頼に対しまして迅速に設置の対応をしております。さらに、箱わな見回りの負担を軽減する目的で現在センサー付きカメラ6台を導入しております。これは、撮影された画像が登録した捕獲班員等の携帯電話に送信され、現地に行かなくても捕獲状況や侵入経路等の確認ができる仕組みとなっております。このように箱わなの増設やICT技術を活用することによって捕獲活動の強化を図っているところでございます。

次に、4点目の捕獲後の処理施設の建設はどのように協議されているのかについてでございます。

処理施設検討につきましては、大崎上島町のバクテリアによる減容施設や庄原市のジビエ加工施設などの視察を行っております。令和元年度に捕獲班長会議において、処理施設の建設について協議を行ったところ、その時点では時間と労力をかけて捕獲したイノシシを処理施設まで運搬するのは難しいということで、一旦協議を保留いたしました。その後、捕獲班員等から捕獲したイノシシの埋設について、負担が大きく埋設場所も少なくなってきたことなどから再び処理施設の整備を望む声が聞かれ始めたため、今年度捕獲班長会議において協議を行っているところでございます。

最後に、5点目のこれまでの検証を踏まえ、第6期鳥獣被害防止計画をどのように策定するのかについてでございます。

第5期計画は今年度末で計画期間を終えるため、今後、県や単位猟友会などと第6期計画策定に向けた協議を行ってまいります。なお、第6期計画においても有害鳥獣による農作物及び生活環境被害の削減に向けて地域を主体とした総合防除の一体的な取組を柱として進めていきたいと考えております。

具体的には、令和元年度に始めた地域ぐるみの追い払い活動を自治会や農業者組織等の単位で地域主体のモデル地区を選定し、来年度以降実施してまいります。また引き続きイノシシ110番による相談対応や研修会などによる啓発活動を通して、市民の皆様の意識改革を図る取組も推進してまいります。

本年9月に開催をいたしました鳥獣被害対策基礎セミナーの講師としてお招きした国立研究法人で鳥獣被害対策を専門に研究されている堂山宗一郎主任研究員によりますと、イノシシをたくさん捕獲しても減るものではなく、まずは柵で畑を守り放置果樹や潜み場をなくしていけば、えさが少なくなり、その結果イノシシが少なくなるとお話をされておりました。次期計画ではイノシシの生態や行動などを正しく理解し、地域が一体となってイノシシを寄せ付けない環境づくりを進めるための取組を強化してまいりたい、このように考えております。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 岡野議員。

○8番（岡野数正君） ただいま、2項目10点の質問について、丁寧な御回答をいただき、ありがとうございました。

それでは、これより順に再質問をさせていただきます。

まず、1項目めの道路の老朽化及び通行障害対策についてでございます。

1点目として、維持管理予算の確保はできているのかの質問に対して、市長答弁では、車や歩行者の安全・安心の確保に必要な補修等の予算を前年度の実績を踏まえて確保しているとのことでした。前年度実績を基本にされているようですが、補修に係る経費は年々増加しているように思います。ちなみに、令和2年度から令和4年度までの道路に係る維持管理経費の推移はどのようになっているか伺います。

○議長（吉野伸康君） 水頭土木建築部長。

○土木建築部長（水頭顕治君） 道路に関する維持管理事業費のうち、市道、県道、農道、林道、里道の日用の維持管理補修に係る予算につきましては、法定外公共物の補助金を含めまして令和2年度予算につきましては、1億161万9,000円、令和3年度当初予算につきましては、1億799万5,000円、令和4年度当初予算につきましては、1億1,472万3,000円で推移しており、増加傾向になっております。今後につきましても、必要な予算の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 岡野議員。

○8番（岡野数正君） 分かりました。ただいまの御答弁によりますと、毎年約600万ぐらいの補修予算が増加しているということになります。つまり、道路の劣化は着実に進んでいるという証ではないかと考えます。

そこで伺います。市民からの要望に対して当局側からは予算がないからすぐにはできないという言葉が聞かれますが、その点についてどのように捉えたらよいのでしょうか伺います。

○議長（吉野伸康君） 水頭土木建築部長。

○土木建築部長（水頭顕治君） 道路のポットホール等、緊急に対応が必要な箇所への補修につきましては、現地を確認の上、早期に対応しているところでございます。しかしながら、経年劣化等により路面の凹凸が進行している箇所等につきましては、予算の範囲内で優先順位を付けながら施工しているところなどから、住民の方々の要望に応えきれないところがあり、御指摘の声が上がっているものと考えております。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 岡野議員。

○8番（岡野数正君） 分かりました。やはり老朽化による劣化のスピードに補修に係る予算化がどうも追いついていないのではと、このように考えるわけであります。市民が安心して生活するためにも現在ある道路の維持管理を適正に行うための予算が必要なのではないでしょうか。これまでの補正予算の推移を考えれば、来年度はさらに老朽化が進み補修箇所が増えることが予測されます。適正な維持管理ができる予算の確保が必要と考えますが、担当部長としての御所見を伺いたいと思います。

○議長（吉野伸康君） 水頭土木建築部長。

○土木建築部長（水頭顕治君） 市民の皆様方に安心して安全に道路を利用していただくため、道路を適正に維持管理していくことは重要であるものと認識しております。車や歩行者の通行に必要な補修につきましては、早期に対応できる予算を確保するとともに、施設の劣化が進行するなど予防補助の観点から補修が必要な箇所につきましては、優先順位を付けながら補修を進め、必要な予算の確保と計画的な道路補修に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 岡野議員。

○8番（岡野数正君） 分かりました。市民にとっては安全に通行できる道路の維持をしっかりとしてほしいという強い思いがあります。予算の確保は大変だとは思いますが、市民の要望にできるだけ適切に応えられるよう予算の確保に努めていただきたいと思います。

続いて、2点目の維持管理体制の強化についてでございます。

先ほどの御答弁ではインフラ施設点検員が2名、インフラ施設等整備員6名を配置して道路の補修や草木の撤去などを行う体制を整えているとのことでした。この方々の活躍は市役所としての迅速な対応につながり、市民に喜ばれていることは私も承知しております。

そこで伺います。体制を整え合計で8名の方が活動されておりますが、現在の体制で維持管理が十分に行えているのか、その現状について伺います。

○議長（吉野伸康君） 水頭土木建築部長。

○土木建築部長（水頭顕治君） 道路のポットホールなどの緊急修繕につきましては、2名のインフラ施設点検員により適切に対応しているところでございます。また、年に1回の全体点検を実施し、その点検により経過観察が必要と認められた箇所につきましては、その後も重点的に点検を行っているところでございます。

次に、市民の皆様方からの要望の多い市道の除草につきましては、インフラ施設等清掃員が全て行うのではなく、シルバー人材センターへの委託やアダプト活動団体と連携しながら対応しているところでございます。さらに、それでも不足する場合には業者への委託により車の安全な走行等確保するため適切に対応をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 岡野議員。

○8番（岡野数正君） 最近では、道路に張り出してきている樹木による交通障害が目立ってきております。やはり迅速な対応、適宜適切な対応というのをここでお願いをしたいと思います。

次の3点目は、個別計画に基づく計画的な修繕の進捗状況でございます。

御回答により橋梁及びトンネルの補修状況が順調に進んでいることが分かりました。橋梁及びトンネルについては分かりましたが、この維持管理計画については、今後、個別施設計画を作成する予定の施設というのが明記されております。とりわけ道路舗装として幹線市道43キロメートル、その他の市道235キロメートルについても個別施設計画を策定するとありますが、どのようなお考えをお持ちか伺います。

○議長（吉野伸康君） 水頭土木建築部長。

○土木建築部長（水頭顕治君） 個別計画につきましては、主要な構造物である橋梁及びトンネルから策定し対策を進めてきたところでございます。今後につきましては、橋梁及びトンネルの補修の完了めどが立ったことから、引き続き道路舗装の補修についても検討を行ってまいりたいと考えております。

具体的には、令和5年度に主要な市道の路面調査を実施する予定でございます。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 岡野議員。

○8番（岡野数正君） 分かりました。道路の舗装、劣化も急速に進んでおります。できるだけ早く道路舗装の個別計画が策定されることを期待しております。

続いて、4点目の道路の減量化の検討について、御回答いただきましたが、市民の居住状況を考慮しながら適切に管理していくのだと理解したところでございます。

そこで伺います。現在、ほとんど利用されなくなっている道路の現状把握はできていますか。この点について伺います。

○議長（吉野伸康君） 水頭土木建築部長。

○土木建築部長（水頭顕治君） 市道の維持管理におきまして、市民の皆様方から補修の御要望の多い箇所は利用状況の多い箇所でもあることもあり、利用実態のある道路につきましては概ね把握しているところでございます。しかしながら、利用実態のない道路という視点での調査は行ったことはございません。

今後、主要な市道の路面から継続的に状況調査を行うこととしており、その際に利用の有無を含め利用実態の把握に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 岡野議員。

○8番（岡野数正君） この問題につきましては、国においても将来的には利用されなくなった道路の整理を考慮しなければならないことを想定しております。本市におきましても、維持管理費に係る負担が増大する中で避けては通れない問題と考えることから、利用状況等も把握されながら維持管理に努めていただきたいと思います。

続いて1項目め、最後5点目の質問にまいります。

災害による崩土、またはイノシシによる崩土の対応はという問いに対して、里道も含め通行に支障を来す災害崩土は速やかに除去していると。これは災害崩土ですね。続いてイノシシによる崩土の除去については、原則として崩された土地の所有者に対応をお願いしていると御回答ございました。しかし、最近では土地所有者の対応が困難な状況が増えていることから、里道利用者に支障がないように対応していくという御答弁をいただきました。今や県道、市道、そして里道を問わずイノシシによる掘り起こしのせいで、石を含む崩土が道路に山積しているところを見受けます。

今回の質問によって里道利用者に支障がないように対応するとの市長の御回答を得たことは、現在困っている人、あるいはこれから同様の現象が発生した際に、その対応が円滑に行われるものと推察いたします。今回の市長の御英断に敬意を表したいと思います。

については、今回の御回答を実効性があるものとするために伺います。今までは建設課あるいは農林水産課、どこが所管しているのかよく分からなかった部分がありますが、今後は里道の崩土に対してどのように取り組まれるのか、その具体について伺います。

○議長（吉野伸康君） 泊野産業部長。

○産業部長（泊野秀三君） 建設課あるいは農林水産課、どこが所管か分からないという問題につきましては、大変御迷惑をおかけしております。今後は建設課と農林水産課のいずれに相談をいただいても適切にかつ迅速な対応ができるよう両方の課で連携して取り組んでまいりたいと、そのように考えております。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 岡野議員。

○8番（岡野数正君） 分かりました。この里道の通行障害が解消されることは、市民にとって実に喜ばしいことと思います。両課の連携を綿密に行いながら今後取り組んでいただきますようよろしくお願いをいたします。

老朽化やイノシシ被害による生活道路の維持管理は今後もますます重要になってまいります。時代の変化をしっかりと見据えながら市民生活の安全を確保するためにも、十分な予算措置を立て市民の要望に適切に対応していただきますようお願いを申し上げ、1項目めの質問を終わります。

続いて、2項目め、イノシシ被害対策の強化についての質問にまいります。

1点目として、被害の現状をどう捉えて認識しているのかの問いに対して、市長の御答弁によって、イノシシによる畑や道路の被害のみならず、人的被害についても現状をしっかりと把握されていると感じたところでございます。

そこで伺います。そうした現状を踏まえた上で人身事故の件数が増えていることは、市民生活にとって重要な不安材料となっていると考えます。市民の命を守るためにどのような対策を取られているのか伺います。

○議長（吉野伸康君） 泊野産業部長。

○産業部長（泊野秀三君） 交通事故に限らず住宅地に昼夜を問わずイノシシが出没するとか、空き家や商業施設の敷地内にイノシシが居座る、そういった事件も発生しております。その都度、現場において警察や捕獲班の皆さんと連携して対応してまいりました。

今後は、そうした現場の対応に合わせてイノシシから身を守るための方法を広報や啓発をしていく取組も進めてまいります。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 岡野議員。

○8番（岡野数正君） 今や農地や道路だけでは収まらないイノシシ被害となっております。けが人も発生しております。市民の命を守るための対策を早急に取り組んでいただきたいと思っております。

続いて、2点目の第5期鳥獣被害防止計画は達成できたのかについてでございます。

御答弁では、令和3年度実績としてイノシシの捕獲頭数は目標値1,200頭に対して1,158頭とほぼ達成したとのことでした。ただし、イノシシによる被害

額や被害面積などは目標値のお伺いしたところでは約6割程度ということで、計画目標が達成できておりません。

そこで伺います。計画目標頭数は達成できたのに、なぜ被害額や被害面積は目標値に達しなかったのか、担当部長の所見を伺いたいと思います。

○議長（吉野伸康君） 泊野産業部長。

○産業部長（泊野秀三君） 先日もたまたま休日出勤をしておりましたら、畑にイノシシが入り込んでいるので見に来てほしいと、そういう電話がありました。すぐに現場に駆けつけましたところ、小さなうり坊が2匹、畑の中で駆け回っておりまして。畑の周囲を高さ1メートルほどのネットと、ところどころトタン板で防護されておりましてけれども、見回りをしましたらネットに大きな穴が空いておりました。

イノシシ110番にある相談でも、ちゃんと柵をしているのにどうして入るんか分からない、そういう御相談がございます。現地に向かいますと、柵と柵の接合部が開いていたり、網の目が大きいのでウリ坊が入ったとか、また支柱が弱いと柵を倒して侵入することもあります。

私はイノシシと人間の知恵比べだと思います。ただ、地域の皆さんは高齢化して無理が利かなくなっております。そこに私たちがしっかりと支援していかなければならないと、そのように思っております。そのためには現場の状況を的確に把握して、地域の皆さんと一緒に取組を進めてまいりたいと、そのように考えております。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 岡野議員。

○8番（岡野数正君） 様々な要因があることは承知しておりますが、担当部局として被害額や被害面積の減少が目標達成されていないという原因を徹底的に分析することが重要なのではないのでしょうか。そうした分析を踏まえた上で、適切な対応策を打ち出し、具体的な防護方法を広く市民に周知することが必要ではないかと思えます。

つまり、被害額や被害面積の減少が目標値に達していないのは、防護の徹底が図られていなかったと考えるわけでありまして。それを明確に打ち出していくのが担当部局ではないかと思えますが、いかがでしょうか。

○議長（吉野伸康君） 泊野産業部長。

○産業部長（泊野秀三君） 一口に防護と申しまして、地形や広さなど現場の状況によって様々でございます。また、単独で防護しても守りきれない現状もございます。しかしながら、議員の御指摘のとおり、防護対策をしても被害に遭った原因を総合的に検証する、そういうことは重要なことだと考えております。

今後は、適切な個別防護の在り方や地域ぐるみで具体的な防護方法の取組など周知を図ってまいります。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 岡野議員。

○8番（岡野数正君） どうかよろしく願いいたします。

続いて、3点目の箱わなによる捕獲はどのように強化されたのかに対する御回答ですが、36基増設し、既存も含めて現在200基の箱わなを保有しているとのこととござ

いました。また、ICT技術も導入して監視体制も強化しているということでございます。現在、江田島市の捕獲の中心は箱わなでの取組となっているわけですが、箱わなを増やせば捕獲数も上がってくることは過去の実績でも証明されております。しかしながら、増やせば増やすほどその後の管理が難しくなっております。

そこで管理を手助けするのがICT技術の導入ということになってくるわけですが、200基の箱わなに対して6基のセンサー付きのカメラではあまりにも少ないと考えます。この点について、どのように考えているのか伺います。

○議長（吉野伸康君） 泊野産業部長。

○産業部長（泊野秀三君） 箱わなの管理にICT技術を活用することは捕獲活動の軽減に効果的であるというふうに考えます。今後は、鳥獣被害対策実施隊員や捕獲班員の皆様にICT技術の活用を促すための研修を実施し、使える人を育成しながらセンサー付きカメラの増設をしたいと考えております。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 岡野議員。

○8番（岡野数正君） まず確認する人員等、非常にマンパワーが必要になってまいりますから人員等考慮しながら箱わなの増設、監視体制の強化を図るべきと考えますが、市単独の対応では予算的にも厳しいものがあるところと考えるところです。

そうしたことから農林水産省にあっては鳥獣被害防止総合対策交付金を用意して、市町村の支援を行っておりますが、江田島市では交付金の活用をどのようにされているのか伺います。

○議長（吉野伸康君） 泊野産業部長。

○産業部長（泊野秀三君） 本市では、箱わな及びくくりわなの導入とカワウの生息状況調査に鳥獣被害防止総合対策交付金を活用しております。令和3年度は箱わな8基、くくり罠300基を捕獲班員に提供して捕獲活動を行っていただいております。また、農林水産省の交付金に農業者団体の自主的生産活動に対して補助金が交付される中山間地域等直接支払制度がございます。その制度を活用して防護柵を設置している実績もございます。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 岡野議員。

○8番（岡野数正君） 分かりました。この交付金はメニューが非常に多くございます。ただいまの御答弁で、本市においては農林水産省農村振興局の鳥獣被害防止総合対策交付金の活用がまだまだ少ないというふうに感じたところでございます。国においても全国的に広がる鳥獣被害の拡大により必要な施策として自治体に対して支援を行っているわけでありまして。本市も徹底した対策を取るためにもこの交付金を活用した事業拡大をお願いしたいと思います。

次に、4点目の捕獲後の処理施設の建設はどのように協議されているのかについてでございます。

昨年12月議会でも同様の質問をさせていただきました。今回の市長の御答弁でも、令和元年度に捕獲班長会議に諮ったが話がまとまらなかったために協議を保留したとの

ことをごさいました。私が質問をさせていただいたのは昨年12月議会でございます。その際、部長の御答弁では、埋設場所にも困っているため捕獲班の皆さんと協議をしてみたいとの御回答をいただいております。

あれから一年。どのように協議されたのかということで今回の質問をさせていただきました。しかしながら、市長答弁では、今年度班長会議において協議をしているとのことでございます。いつまでこの協議をされるのか、私は心配になったわけでございます。

そこで伺います。協議を行っているとのことでしたが、その内容について伺います。

○議長（吉野伸康君） 泊野産業部長。

○産業部長（泊野秀三君） 農林水産課では、ジビエや微生物による処理施設を整備している県内の自治体に、現地で聞き取りをいたしました。そこでは、施設に搬入する頭数が想定よりもかなり少ないとか、機械の故障が多い、また捕獲頭数は増えたが被害は減少した実感はないなどの御意見をいただきました。これらのことを踏まえまして、捕獲班長会議を開催し処理施設の有効性や必要について協議を行っているところでございます。

会議では、捕獲者としては処理施設が必要なのではなく、処分できる場所が必要なのだと、そういう御意見がございました。そのため環境衛生面での課題などをクリアする必要がございますけれども、一般廃棄物として埋立てや焼却処分を行うことができないか、そういったことも視野に入れながら協議を進めているところでございます。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 岡野議員。

○8番（岡野数正君） 分かりました。この捕獲班の皆様の日頃の捕獲活動には感謝しているところでございます。ただいま部長の御答弁では、処理施設ではなく処分する場所が必要なんだということございました。私も捕獲班の皆様から聞いた話では、捕獲しても埋設するところが少なくなっているとの情報をいただいております。農林水産省の捕獲鳥獣の処理の取組事例や他都市の取組状況も参考にされながら処理問題解消に取り組んでいただきたいというふうに思います。

ここ数年間、質問をすれば協議をします。そしてまた研究をしますの御回答をいただいておりますが、今後は実現に向けて取り組んでいただきますよう強く要望したいと思います。

最後、5点目です。

これまでの検証を踏まえて、第6期鳥獣被害防止計画をどのように策定されようとしているのかの質問に対して、御回答は第5期鳥獣被害防止計画とほぼ同様のものと感じたわけでございます。と申しますのも、令和元年12月議会においても第5期鳥獣被害防止計画がどのようになるのか質問をしております。当時の議事録をひもといてみますと、ほぼ同様の回答となっております。いかがなものでしょうか。

今期、つまり5期目の被害額や被害面積は目標値に達せず減少していない。この現状を踏まえまして、当然その改善策が盛り込まれると期待をしております。そこで5期と6期の計画の相違点についてお伺いします。

○議長（吉野伸康君） 泊野産業部長。

○産業部長（泊野秀三君） 議員御指摘のとおり、令和元年、令和2年、令和3年とも被害面積減少に対しましては、総合防除、地域ぐるみの追い払い、地域ぐるみの追い払いに対する支援に取り組む、そういった答弁をさせていただいております。しかしながら、なかなか目標とする5割削減につながっておりません。その要因は、これが全てとは思っておりませんが、コロナ感染症の影響で地域の皆さんとの組織づくりができてこなかったこと、そしてその打開策としての広報活動ができていなかったことがあると感じております。

第6期の計画におきましても、改善策としては総合防除でありますとか地域ぐるみの追い払い活動を推進することになりますけれども、アフターコロナを見据えた地域の皆さんとの組織づくりでありますとか、イノシシの餌場や潜み場をつくらない啓発、そして広報活動を強化してまいりたいと、そのように考えております。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 岡野議員。

○8番（岡野数正君） 分かりました。この相違点はそれほどなく、第5期の計画とほぼ同様の計画を強化すると、組織化していくとのことですが、今や江田島市内どこでもイノシシ被害の話題は上がってきております。

農地は荒らされ、石垣は崩され、道路ののり面も崩壊し、さらにはけが人も発生するようになってまいりました。昼間でも人がイノシシに威嚇され逃げなくてはならないこともあるようです。市民の不安は大きくなっているわけであります。

既に次年度からは6期目の計画実施になります。十数年前、計画初期の被害状況と現在の被害状況を比較すれば、明らかに新たなフェーズに入っていることは御承知だろうと思います。果たして6期目の計画が5期目と同じで状況が改善するのでしょうか。今般、江田島市議会産業厚生常任委員会でも調査研究事項として取り上げ、現状の取組では効果が薄い、対策の強化を望むとの意見も取りまとめられております。

今後は協議や研究、広報や啓発のみならず、実施と結果を出さなくてはならない時期に来ていると思います。市民の悲痛な声、そして市民の代表である議会の声を真摯に受け止め、新たなフェーズに対応するためにも6期目の計画策定にはワンランク上の具体的強化策が必要となってまいります。

当局の中にも長年の取組と経験によって卓越した知見を有している職員も数多くおります。その能力を最大限生かして、結果の出せる計画づくりに取り組まれますことを強く要望して、本日全ての質問を終わります。

○議長（吉野伸康君） 以上で、8番 岡野数正議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。11時20分まで休憩いたします。

（休憩 11時09分）

（再開 11時20分）

○議長（吉野伸康君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

6番 古居俊彦議員。

○6番（古居俊彦君） こんにちは。6番議員、政友会の古居俊彦でございます。

通告にしたがいまして、次の2項目についてお尋ねします。

昨今、お金は以前の見えるものから見えないものになってきております。ユビキタス社会において金融教育の管理も大事なことだと思います。お金の種類、状態等、多岐に及んでおりますが、子供たちにもその状況を教えていくのは重要なことではないでしょうか。

大人になっても特殊詐欺に遭わないために金融リテラシーと言われる知識の取得や判断を養うことは社会に出てからも大事なことです。今年から成人の年齢が引き下げられておりますが、高校生になってからでは準備が遅いと思いますし、中学生の間に金融関係の知識を学ぶ場面があってもいいのではないのでしょうか。もちろん、社会人になってからも金融関係について学ぶことは大切です。また、高校生になり社会人になり、トラブルに巻き込まれる可能性もあります。

トラブルの解決策について学習する場面、PRを行っているのでしょうか。若者へのPRは大事なことだと思います。さらに高校生へはどのようにしているのでしょうか。

そこで、次の2点のことについてお尋ねします。

まず1点目は金融教育についてですが、どのように小中学校で教えているのか教えてください。その場合、外部講師の状況はどのようにしているかもお願いします。

次に2点目、社会人になってからの金融犯罪の防止PRについて教えてください。よろしくお願いします。

○議長（吉野伸康君） 答弁を許します。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） 古居議員から江田島市の教育現場における金融教育について2点の御質問をいただきました。

1点目につきましては教育長から。2点目の一般市民における金融犯罪の防止PRにつきまして私からお答えをさせていただきます。

それでは、まず一般市民における金融犯罪の防止PRについてでございます。

金融犯罪とは、一般的には自身の利益のため、他人や組織から金銭や財産を違法に奪う行為でオレオレ詐欺やなりすましによる還付金詐欺などの特殊詐欺も含まれていると認識をいたしております。

本市では、江田島警察署や江田島市防犯連合会と連携協力をし、市民の皆様に向けて特殊詐欺等の犯罪防止に係る注意喚起を行っているところでございます。

具体的な内容といたしましては、防災行政無線による市内放送、広報紙やホームページへの記事の掲載、警察OBであります本市の防犯指導員と江田島警察署員の共同によるまちづくり出前講座の実施やショッピングセンターでの街頭キャンペーンを行っております。また平成22年からは、成人式において新成人を迎える方に対しまして消費者トラブル防止のための「くらしの豆知識」という冊子やトラブル回避マニュアルなどを配布しているところでございます。さらに、今年度からは成人年齢の引下げに伴い、大柿高校3年生に対しまして、消費や金融トラブル防止のための冊子配布を来年1月に予定しております。しかしながら金融犯罪は多様な手口で、かつ巧妙化してきていることから、これらに関する被害の報道が頻繁になされ、本市におきましても誠に残念なが

ら被害が発生しているのも事実でございます。今後も江田島警察署のほか各種防犯関係団体とも協力しながらさらなる啓発に努めまして、市民の皆様が犯罪に巻き込まれないよう安全・安心なまちづくりを進めてまいります。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 小野藤教育長。

○教育長（小野藤訓君） 古居議員から江田島市の教育現場における金融教育について2点の御質問をいただきました。私から1点目についてお答えさせていただきます。

小学校、中学校における金融教育についてどのように教えているか。外部講師の状況はどうかについてでございます。

初めに金融教育について説明させていただきます。

金融教育とは、お金や金融の様々な働きを理解し、それを通じて自分の暮らしや社会について深く考え、自分の生き方や価値観を見分けながらより豊かな生活や、よりよい社会づくりに向けて主体的に行動できる態度を養う教育とされております。小学校、中学校のいずれにおきましても、金融教育という専門の教科があるわけではございません。しかしながら、小学校学習指導要領では家庭科において、中学校学習指導要領では社会科と技術家庭科において金融教育に関わる内容が示されており、それに沿った学習を行っております。加えて学校では近年の経済の仕組みの変化により消費者トラブルが多発し、その内容も複雑化・高度化していることから子供たちが消費生活に関する基礎的な知識や判断力を身に付けられるよう消費者教育にも取り組んでおります。

具体例としまして、小学校第5学年の家庭科では、買い物の仕方や消費者の役割、物や金銭の大切さと計画的な使い方について学んでおります。また、中学校第2学年の家庭科では、売買契約の仕組み、消費者被害の背景とその対応などについて学んでおります。さらに中学校第3学年の社会科では経済や金融の仕組みについて学んでおります。

次に外部講師の状況についてでございます。

お金に関わる内容といたしましては、租税教室を開催し税務署の方を招聘して税金の仕組みや働きについて学ぶ授業を行っております。また児童生徒が巻き込まれやすいインターネットゲームの課金といった消費者トラブルにつきましては、防犯教室の一環として警察の方を招聘し話をさせていただくことも行っております。

学校教育の様々な場において外部講師を活用することは子供たちの学びを刺激し、より深い理解を促すことにつながります。今後も外部講師を活用しながら様々な教育を進め、子供たちの生涯を生き抜く力、社会で活躍するために必要な技術能力の育成に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 古居議員。

○6番（古居俊彦君） ただいま2点の質問について丁寧な回答をいただきありがとうございました。それではこれより順に再質問をさせていただきたいと思っております。

まず1点目の小中学校における金融教育についてですが、教育長の答弁では小学校では家庭科において、また中学校では技術家庭科及び社会科において金融の教育を行っているということでした。

そこでお尋ねします。もう少し具体的に小学校の家庭科とか、どのようなことを教えているのか、どの程度教えているのか教えていただきたいです。

○議長（吉野伸康君） 山井教育部長。

○教育部長（山井法男君） 小学校では具体的にどのように教えているのかというお尋ねです。

今日、教科書を持ってきていますけれども、これが家庭科の教科書で5年生と6年生分が一冊になっています。この小学校の家庭科ですけれども、5年生のところで持続的な暮らしへ物やお金の使い方という単元があります。この単元では買い物の仕方について、例えば現金での買い物だけではなくて、お金を入金して使うICカードや、前もって買う商品券、図書カードなどで買い物ができると、さらにインターネットでの買い物やオンラインゲーム、スマホアプリでの課金などでトラブルが増えていること。また、そうしたときに相談できる消費者センターがあることなどについて6ページ分ぐらいで学ぶことになっています。

こうして教科書を見ますと、私が小学生だったのは50年前になりますけれども、当時に比べてカラフルで絵や写真、表やグラフもあって非常に分かりやすい教科書になっておりまして感心しているところでございます。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 古居議員。

○6番（古居俊彦君） 小学校での教育内容は分かりました。大変ありがとうございます。

中学校ではどのような内容で教えているのか、さらにお願ひしたいと思ひます。

○議長（吉野伸康君） 山井教育部長。

○教育部長（山井法男君） 中学校での教育内容についてのお尋ねです。

これも教科書を持ってきていますけれども、家庭科で1年から3年までこの1冊で学びます。

この中学2年の家庭科に消費者トラブルとその対策という単元がありまして、ここで8ページほど学ぶようになっています。ここでは消費者トラブルの実態と防止方法について、例えば悪質な訪問販売や催眠商法、ワンクリック詐欺やインターネットでの詐欺など様々な悪質商法があることを学びます。また、小学校の家庭科で消費生活センターについて学びますけれども、中学校ではさらに詳しく消費者庁や国民生活センター、消費生活センターなどが消費者の暮らしを守る機関として設置されていることを学びます。

次に中学3年の社会です。これが公民の教科書になります。公民の教科書で私たちの暮らしと経済という項目があります。ここに関係する単元が2つありまして、1つは消費生活と市場経済という単元、もう1つは市場経済の仕組みと金融という単元です。これはそれぞれ8ページ分あります。

ここでは、消費生活と市場経済が結びついていること、株式会社の仕組みや金融、キャッシュレス化が進んでいること、グローバル経済と金融の関係などについて学びます。小学校に比べますと格段詳しい内容となっています。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 古居議員。

○6番（古居俊彦君） 小学校中学校での金融教育についてはよく分かりました。ありがとうございます。私の頃はそういうようなものはなかったような気がするんですけども、当時とは随分、社会情勢が大きく変わり取り巻く環境も大きく変化していると思います。小中学校において、そうした教育がなされていることを聞いて安心しましたが、親の知らないところで小中学生がインターネットゲームの課金で多額の請求が来ていたという話もあると思いますが、保護者から子供への指導が第一だとは思っております。子供たちがそうしたトラブルに巻き込まれることのないように学校での指導もしっかりとお願いしたいと思います。

では、さらに高等学校での金融教育については何かやっているのでしょうか。本市の教育委員会の管轄からは外れているとは思いますが、お答え願えたらと思います。

○議長（吉野伸康君） 山井教育部長。

○教育部長（山井法男君） 高等学校ではどうかとの御質問です。

高等学校は直接の管轄ではありませんので十分な回答にはならないかもしれませんが、高等学校の学習指導要領ではどうなっているかということについてお答えします。

高等学校での学習指導要領に書かれていることで、少し長くなりますけれども、金融の働きとして、現代の経済社会における金融の意義や役割を理解できるようにするとともに、金融市場の仕組みと金利の働き、銀行、証券会社、保険会社など各種金融機関の役割、中央銀行の役割や金融政策の目的と手段について理解すること。また、金融は家計や企業からの資金を様々な経済主体に投資することで資本を増加させ、生産を高め、社会を豊かに発展させる役割を担っていることを理解できるようにすること。さらに近年の金融制度改革の動向や金融政策の変化などを理解できるようにするとともに、フィンテックと呼ばれるIoT、ビッグデータ、人工知能といった技術を使った革新的な金融サービスを提供する動き、さらにクレジットカードや電子マネーなどの利用によるキャッシュレス社会の進行、仮想通貨など多様な支払い決済手段の普及、様々な金融商品を活用した資産運用に伴うリスクとリターンなどについて、身近で具体的な事例を通して理解できるようにすることになっております。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 古居議員。

○6番（古居俊彦君） 高校生での教育も直接の管轄ではないのにもかかわらず、お答えいただきありがとうございます。

今年から成人の年齢が引き下げられておりますが、高校生になってからでは準備が遅いと思っております。中学生の間からしっかりと金融教育のことについて教えていただきたいと思っております。

さらに、続いて外部講師のことについて少しお尋ねしたいと思います。

教育長の答弁では、租税教室で税務署の方に話をしてもらったり消費者トラブルについて警察官に話をしてもらったりしていると聞きました。先ほど聞いた家庭科や社会科において、家庭科は家庭科の先生、社会科は社会科の先生がそれぞれ授業で教えると思

っておりますが、積極的に外部講師をお願いしてはどうでしょうか。例えば消費者トラブルについては、危機管理課の消費生活相談員に、金融に関しては銀行員の方などに話をしてもらおうといいのではないのでしょうか。そのようなところでどうでしょうか。

○議長（吉野伸康君） 山井教育部長。

○教育部長（山井法男君） 外部講師についての御質問です。

まず前提としまして教科として学ぶ授業としましては、教員免許を持ったものが教えることになっております。また、教科の講師として外部講師に来てもらうとしますと時間割等の調整もあって難しい状況もあります。現在も様々な場面で外部講師に来てもらっていますけれども、特別活動や総合的な時間を使ってゲストティーチャーとして外部講師に来てもらっております。例えば総合的な学習として地域のことを学ぶ。そうしたときに地域の方に外部講師で来ていただいて地域の歴史や産業について学ぶとか、あるいは里海学習で海岸に出るマリン・アドベンチャーがありますけれども、これも総合的な学習でさとうみ科学館がゲストティーチャーとして関わっています。またキャリア教育のゲストティーチャーとしてバレットグループの社員に来てもらっているのも総合的な学習の時間を使っています。

議員御提案の金融教育で外部講師を呼んではどうかということにつきましても、特別活動や総合的な学習の時間の中で、例えば消費者生活相談員に消費者トラブルについて話してもらおうとか、銀行の方に来てもらって金融のことを学ぶということも可能だと思います。今後そうしたことも学校のほうに紹介していきたいと思います。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 古居議員。

○6番（古居俊彦君） 外部講師による授業の内容は一層詳しく、また実例を交えた話をしてもらえるなど子供たちにとっても新鮮で有効な授業になると思っております。金融教育に限らずいろいろな授業や学習に外部講師のほうを積極的に取り入れていただきたいと思っております。

続きまして、一般市民における金融犯罪の防止のPRについて、話を移したいと思っております。

先ほどの市長からのお答えの中で、一般市民や新成人等に対する市の啓発活動は理解いたしました。江田島警察署や防犯の県の県警関係と協力しながら効果的な啓発に努め、市民の方が犯罪に巻き込まれないよう取り組んでいただきたいと思いますところでございます。

さて、江田島市内においても残念ながら被害が発生しているとのことでしたが、分かる範囲で結構ですので、特殊詐欺や発生件数がどのような年齢の方が被害に遭われているのか分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（吉野伸康君） 佐野危機管理監。

○危機管理監（佐野数博君） 特殊詐欺件数と被害年齢層についての御質問です。

特殊詐欺発生件数ですが、警察に被害届が出され公表されています直近3か年の件数をお答えします。令和2年ではゼロで、令和3年が2件、被害額は44万円。令和4年が11月末現在で1件、被害額は8万円となっております。

しかし実際には警察に相談はしたものの世間体ですとか家族にも秘密にしておきたい

などの理由から被害届を提出されない方も多いそうです。それら公表されていないものも含まれますと、もっと多くの被害が発生していると江田島警察署からは伺っております。また被害に遭われた方の多くは65歳以上の高齢者と聞いております。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 古居議員。

○6番（古居俊彦君） 江田島市内においても被害が発生していることは非常に残念です。また高齢者被害者が多いことも理解しました。こうした現状を受けまして、市や警察では新たな被害者を発生させないための対策は何か実施しているのでしょうか。よろしくをお願いします。

○議長（吉野伸康君） 佐野危機管理監。

○危機管理監（佐野数博君） 特殊詐欺等防止対策についての御質問です。

先ほど市長答弁にありました防止PR以外で言いますと、特殊詐欺の被害者の多くが高齢者という状況であり、さらにそうした犯人の最初の接触手段のほとんどが固定電話からと言われております。そうしたことから本市では、令和4年度から迷惑電話防止機器購入補助金事業を創設し、市民の方に迷惑電話防止の電話機を設置してもらうことで特殊詐欺等の防止を図るものです。

また、江田島警察署のほうではスマホのアプリになりますが、令和4年2月1日から運用開始しております広島県警察安全安心アプリ「オトモポリス」の利用を呼びかけて防犯啓発を行っております。このアプリは犯罪や事故の情報を地図表示により、どこでどんな事件が起きたかを市民の皆様へ知らせ注意喚起を行うものになります。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 古居議員。

○6番（古居俊彦君） アプリの利用の普及には努めていただきたいと思っております。市が行っている令和4年度からの迷惑電話防止機器購入補助金事業について、もう少し詳しく今後の計画も踏まえて教えていただきたいと思っております。

○議長（吉野伸康君） 佐野危機管理監。

○危機管理監（佐野数博君） 補助金申請状況と今後の計画についてですが、令和4年11月末現在の状況になりますが、江田島町の方が10件、能美町の方が12件、沖美町の方が7件、大柿町の方が14件で合計43件の申請がございました。引き続き普及に向けPRに努めたいと思っております。

今後の計画についてですが、この事業によりまして迷惑電話防止機器を設置された方で特殊詐欺被害に遭われた方はいないと警察からも伺っております。被害防止の効果が認められることから来年度も事業継続を考えております。また、申請状況ですとか被害状況を踏まえまして、来年度以降の補助の対象者につきましては警察の意見も伺いながら普及に向けた検討をしてみたいと思っております。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 古居議員。

○6番（古居俊彦君） ありがとうございます。金融教育は大変重要なことだと思っております。これからは学校でもいろんなことを学び、社会に出てからも実践してい

くということが大切なことになっているのではないのでしょうか。金融に関する情報も日々変化しております。犯罪に巻き込まれないように引き続き市のほうでも様々な角度からサポートしていただきたいと思っております。

以上で、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（吉野伸康君） 以上で、6番 古居俊彦議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。13時まで休憩いたします。

（休憩 11時47分）

（再開 13時00分）

○議長（吉野伸康君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

その前に、江田島市議会傍聴規則第12条第2項により、児童及び乳幼児の傍聴を議長により許可をしております。御了承ください。

4番 平本美幸議員。

○4番（平本美幸君） 皆様、こんにちは。4番議員、尽誠会の平本美幸でございます。傍聴してくださっている皆様、またインターネット配信を御覧になっておられる皆様、お時間を取っていただき本当にありがとうございます。

コロナ禍、資源高、物価高と私たちの生活を取り巻く環境は厳しい状況がまだまだ続いております。このような状況下ではございますが、市民の皆様の声をしっかりと市政へ届け、笑顔いっぱいのまちづくりに向けて活動してまいりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、通告にしたがいまして質問いたします。

今年度、江田島市大柿町大君にある旧ユウホウ紡績工場跡地への企業誘致活動を促進するため、基本的な措置などの整理業務を行うために2,000万円という多額の市民の税金が投入され予算が計上されております。これまでの経緯、今年度の進捗状況及び今後の見通しについて伺います。

○議長（吉野伸康君） 答弁を許します。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） 平本議員から御質問の旧ユウホウ紡績工場跡地についてお答えをさせていただきます。

まず、これまでの経緯でございます。昨年令和3年3月にリベラ株式会社様から約4.6ヘクタールの工場跡地のほか、周辺地となる大君南城市営住宅の隣接地など併せて約5.3ヘクタールの土地を何らの条件も付けず寄附するとの申出がございました。

このことにつきましては、昨年5月28日に開催されました第4回江田島市議会全員協議会で土地等の寄附受納についてと江田島市にとって有益であると御報告をさせていただいたところでございます。その後、昨年5月31日に所有権の移転登記を行い、令和3年12月定例会において字の区域の変更について承認をいただきました。また、これらの作業と並行して企業誘致に向けて県の企業誘致担当への相談や国土交通省及び民間機関が主催する各種セミナーに参加するなど、市場動向の把握と課題の洗い出しを進めてまいりました。

こうした中、広島県や民間企業の方々から企業誘致を成功させるためには企業の判断

材料となる土地の概要や既存の水源、水利などの基本的な情報については所有者である江田島市が事前に調査をし、それらの情報を開示する必要があるとのアドバイスをいただきました。このため、令和4年度の当初予算で土地状況の調査業務について委託料を計上させていただいたものでございます。

今年度の進捗状況といたしましては、まず地表下、地下の構造物などを把握するため旧ユウホウ紡績工場の従業員であった方や、広島県及び民間コンサルタントなどへ聞き取りを行い調査方法の検討をいたしました。そして調査方法を決定の上、先月11月24日に実施いたしました入札におきまして専門的な知識を有する東京の調査会社に落札をいただき、来年の3月末には調査結果の報告を受けることとなっております。

今後の見通しといたしましては、この調査の結果を踏まえて、課題を整理した上で企業誘致に向けた公募条件を整えていきたいと考えております。この旧ユウホウ紡績工場跡地は、本市の陸の玄関口に位置する広大な土地であり、長年にわたり更地の状態であることから大君地区の皆様はもとより多くの市民の皆様も関心を寄せているものと思います。できるだけ早く公募の準備を整え、全国的に広くPRすることで本市にとって有益な企業に来ていただきたい、このように考えております。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 平本議員。

○4番（平本美幸君） それでは、再質問させていただきます。

まず寄附の受納についてです。

私が調査したところ、江田島市において寄附の申出や受納に関する決まり、ルールは現在ありません。それについて、どのようにお考えなのか伺います。

○議長（吉野伸康君） 奥田企画部長。

○企画部長（奥田修三君） 寄附申出の受納に関するルールについての御質問です。

昨今、空き家や耕作放棄地など将来的に無用となった資産を市に寄附したいと申出されるケースがございます。このような場合、原則として公共的な利用計画がなく将来的にも利用の見込みがない場合は寄附をお断りしております。他方、寄附者の御意向を聞き取った際に、その資産に公的な利用目的が見込まれる場合には財産運用審議会、これ内部会議になるんですが、そちらに諮りまして寄附受納を決定しております。

また、このたびの旧ユウホウ紡績工場跡地など大規模な物件であれば市議会に報告し、負担付寄附など条件を付される場合には市議会の承認を得ることとしております。今後、空き家や耕作放棄地など未利用地の増加に伴い寄附を申出されるケースが増加することが予想されております。

議員御指摘のとおり、個々の判断につきましてはルールを定めることで寄附申出者が御理解いただけるように検討してまいります。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 平本議員。

○4番（平本美幸君） 他の自治体においては、寄附受納が公正かつ適正に執行されるよう、しっかりとした要綱が定められているところが多くみられます。ルールがないということは市長が江田島市を私物化し、また市長及び市の幹部職員の独断、恣意的判

断で物事を進めている、もしくはその恐れがあると思われても仕方ありません。受入れをすることで市に財政負担がかかるものや江田島市として有効活用できないものを受納しないのはもちろんです。市長の独断であるとの誤解を招かないよう、また市民に広く周知していただくためにも早急なルールづくりに取りかかるよう要望いたします。

次に、寄附を受納する際についてです。

通常の不動産の取引において、事前に対象物件について調査をし、お互いがその物件についてしっかりと理解し把握しているのが通例でございます。今回の寄附について、事前にその物件について調査するべきではなかったのか、また受納後の調査において不要な地下埋設物があり、場合によっては多額の処分費がかかる恐れがあります。その際の対応はどうするつもりなのか伺います。

○議長（吉野伸康君） 奥田企画部長。

○企画部長（奥田修三君） 先ほどの答弁と重なる部分がございますが、市が不動産を寄附受納するか、しないかの判断につきましては、市にとって有益性が見込めないものについては全てお断りしております。調査に関しましては、寄附を受ける際に地表面や建物内の目視での確認は行いますが、地下にあるような埋設物など、そういった調査までは行っていないのが現状でございます。

今回の調査に関しましては、企業を誘致するために必要な情報を得るためのものがございます。その結果を踏まえて、どのような形で活用されるのかによって適切に対応していきたい、このように考えております。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 平本議員。

○4番（平本美幸君） リベラ株式会社から寄附を受けた物件の固定資産税は幾らでしょうか。

○議長（吉野伸康君） 奥田企画部長。

○企画部長（奥田修三君） 固定資産税額の御質問です。

令和3年度の固定資産税額は、旧ユウホウ紡績工場跡地が357万円、旧ユウホウ社宅用用地の部分が約12万円となっております、なお令和3年度分の固定資産税につきましては1月1日時点の所有者である寄附者によって納付をいただいております。

なお、令和4年度からは市有財産となっているため、税の収入はございません。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 平本議員。

○4番（平本美幸君） 次に、旧ユウホウ紡績工場跡地の調査について伺います。

先月11月24日に実施した入札において、専門的知識を有する東京の調査会社が落札し、来年3月末に調査結果の報告を受けるとのことですが、この入札の状況はどうだったのか、またその調査方法を伺います。

○議長（吉野伸康君） 奥田企画部長。

○企画部長（奥田修三君） 調査に関する御質問です。

このたびの調査については、その方法を検討するに当たり広島県や関係機関等に相談して、面積が大変大きくございますから地中レーダー探査による調査を実施することと

決定いたしました。

そのため、入札指名業者を選定するに当たりましては、測量建設コンサルタント業務において、市内に本店を有し地質調査業務の登録を有する業者は江田島市内にはございませんでした。指名に当たっては、広島県内に本店を有する業者と地中レーダー探査の実施技術を有すると見込まれる県外業者併せて12社を選定し、入札を実施いたしました。このうち10社は辞退し2社が応札し、その結果、東京の専門調査会社が落札いたしました。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 平本議員。

○4番（平本美幸君） 今回の入札について、指名の選定の基準については理解いたしました。総務省が定める入札契約制度によりますと、地方公共団体における調達はその財源が税金によって賄われるものであるため、よりよいもの、より安いものを調達しなければなりませんとあり、その上で地域活性化の観点からは地元企業は受注し、地域経済に貢献することが求められております。さらに地方公共団体は国の施策に準じて中小企業者の受注の機会を確保するために必要な策を講ずるよう努めなければならないとされています。税金を無駄にせず地元企業の受注機会を確保するため、また地元企業の育成振興の観点からも、今後、市の発注する事業においては、これらの規定を適切に活用し入札の執行をしていただくよう強く要望いたします。

この調査が、今後の開発可能性の調査の鍵となります。来年3月末にその業者から報告を受けた際には、速やかに正確に報告していただくよう要望いたします。

寄附を受けた際には更地であったとはいえ、当該土地はユウホウ紡績工場が、れんが造りの紡績工場として稼働し閉鎖に至るまでの120年近く操業されていた、また、第2次世界大戦中は軍事工場であったとの事実があります。

これらを踏まえると、地下には建物の基礎やコンクリート殻等が存在することは明らかです。調査結果をもとに、地中も含め不要物を撤去するための費用を算出し予算を計上するまでざっと1年。予算が確定した後の工事発注となると、公募開始が早く令和7年度になると考えられます。

この寄附を受けなければ入ってきたであろう今年度の税込約370万円プラス調査費2,000万円、令和5年度、令和6年度の税込見込みを計算すると3,100万円余りの損失があり、今後工事費も発生するとさらに増えるものと考えられます。

市にとって有益な物件であると言いつつ土地の状態を把握していなかったということは、この寄附受納について安易に考えていたのではないのかと疑念を抱かざるを得ません。市民の皆様がそのような不安な気持ちを抱くことのないよう、着実に事業着手ができるよう、決して業者任せではなく職員も汗をかき計画を進めてほしいと願います。

次に、本物件が江田島市にとって有益である理由として本市の陸の玄関口に当たり、国道487号沿いで立地に優れていることとあります。旧ユウホウ紡績工場跡地に企業誘致を考えた場合、陸の玄関口、国道沿いという優位性を上げておりますが、流通を考えた場合、必ずしもそうであるとは思えません。他の市町と比べ江田島市が他にどのようなメリットまたデメリットを抱えていると考えておられるのか伺います。

○議長（吉野伸康君） 奥田企画部長。

○企画部長（奥田修三君） 他の市町の工業団地と比較して優れているのかどうかというようにことだろうと思います。

他の市町で誘致している工業団地等につきましては、土地を取得するための費用、それから団地内のインフラ整備に多額の投資をして整備されたものが多く、当然にその費用は売却価格に跳ね返っていることとなります。

一方、旧ユウホウ紡績工場跡地につきましては、区画整理は行われていませんが、土地を無償で譲り受けていることから企業側が用地取得に関して価格面で優位性があるものと考えております。しかしながら議員御指摘のとおり、流通に関しましてはアクセスの点で劣っている点是否めませんので、アピールポイントを十分に整理して公募を広くしていきたい、このように考えております。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 平本議員。

○4番（平本美幸君） 企業誘致をする上で、メリット、デメリットを誘致する側がしっかりと把握していなければなりません。それを踏まえた上での計画性のある事業にすることが必要不可欠であると考えますが、何よりも江田島市にとって、江田島市民にとって有益であること、市民の声をしっかりと反映できる事業が大前提です。

私は、先日リベラ株式会社を訪ね、この寄附について担当者の方からお話を聞いてまいりました。お世話になっている江田島市に寄附をすることで様々な可能性のある広大な土地を活用していただき、地域貢献をしていただきたい。そして次世代を担う子供たちのためになるような施設を誘致していただきたいと熱意あるお答えをいただきました。

全国に広くPRするためには、デメリットを克服できるだけの江田島市のよさを強みとし、江田島市のために、江田島市民のためにという強い信念と情熱を持ち、また寄附をされた方の思いを無駄にしないよう、しっかりと事業を進めていただくことを強く要望し、私の質問を終わります。

○議長（吉野伸康君） 以上で、4番 平本美幸議員の一般質問を終わります。

1番 宮下成美議員。

○1番（宮下成美君） 皆様、こんにちは。1番議員の尽誠会の宮下成美です。傍聴にお越しの皆様、インターネット中継を御覧になっている皆様、ありがとうございます。

それでは通告にしたがいまして、1項目3点の質問をさせていただきます。

昨今、不登校の子供たちの増加の声を耳にすることが増えてきました。令和4年10月に発表された文部科学省による令和3年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査結果によると、不登校の児童生徒数が全国的に過去最多人数という結果が出ており、伸び率も右肩上がりが高く、コロナ禍などによる社会変容が子供たちに影響を及ぼしていることが伺えます。

このことから次の3点について伺わせていただきます。

1、この調査結果を受けてどう考えるか。2、本市における不登校の状況は。3、県教委から指定を受けて不登校スペシャルサポートルーム、不登校SSRを設置しているがどのように活用し支援をしているか。

以上3点、よろしくお願ひいたします。

○議長（吉野伸康君） 答弁を許します。

小野藤教育長。

○教育長（小野藤訓君） 宮下議員から本市における不登校児童生徒の状況及び支援について、3点の御質問をいただきました。順にお答えさせていただきます。

まず、1点目のこの調査結果を受けてどう考えるかについてでございます。

初めに令和3年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査について説明させていただきます。

この調査は、文部科学省が児童生徒の問題行動等の未然防止、早期発見、早期対応に、また不登校児童生徒への適切な支援につなげるものとして実施しているものでございます。

なお、ここで言う不登校とは、何らかの心理的・情緒的・身体的あるいは社会的要因背景により年間30日以上欠席した者とされております。

この調査によりますと、不登校児童生徒の状況は過去5年間の傾向として小学校・中学校ともに人数及び割合が増加しております。小学校は全児童に対する不登校児童の割合が平成28年度に0.5%であったのに対し、令和3年度には1.3%に増加しております。中学校では平成28年度に3%であったのに対し、令和3年度には5%に増加しており、いずれも大きな課題であると捉えております。また不登校児童生徒のうち、90日以上欠席する児童生徒の人数も増加傾向にあり、不登校の長期化も大きな課題であると捉えております。

全国的な不登校の要因といたしましては、無気力、不安を占める割合が小中学校全体で約半数に上っていることから、コロナ禍など社会環境の変化による影響が大きかったものと分析しております。

次に、2点目の本市における不登校の状況はについてでございます。

本市の小学校における不登校児童の割合は、平成28年度に0%だったのに対し、令和3年度には0.8%に増加しております。中学校では平成28年度に1.6%であったのに対し、令和3年度には5%に増加しております。本市の不登校の状況も全国同様、近年増加傾向にあることから大きな課題であると考えております。

本市における不登校の要因といたしましては、無気力、不安、人間関係、生活リズムの乱れが中心となっておりますが、幾つかの要因が複合している事案もございます。

不登校やその傾向にある子供たちの状況把握や支援策につきましては、校内での支援会議を開催し、指導内容等の改善を図るとともに教員の間で情報共有や連携を図っております。加えて教育委員会では不登校に関する教職員への研修も行っております。

最後に、3点目の県教委から指定を受けて不登校SSRを設置しているが、どのように活用し支援をしているのかでございます。

まず初めに、SSRについて説明させていただきます。

SSRとは、スペシャルサポートルームの略で不登校、不登校傾向及び特別な支援が必要な児童生徒への支援を行う教室のことを言います。利用する児童生徒にとって快適な環境となるよう教室の整備を行うとともに、一人一人に応じたサポート計画を策定し、

具体的な学習支援等を行っております。

県の指定を受け、大柿中学校では令和3年度から、能美中学校では令和4年度からSSRを設置いたしました。SSRにはそれぞれ1名の担当教員をつけております。SSRを利用する生徒は自分の決めた時間の中で学習を進めたり、自分の興味関心の高いことに挑戦したりするなど活動しております。不登校傾向にあった生徒がSSRを利用することによって登校できるようになった事例もございます。

SSRにつきましては、県教育委員会の定期的な訪問指導を受けながら、よりよいものとなるよう随時改善に努めるとともに、今後、指定校以外の学校へも広げてまいりたいと考えております。今後も不登校に対しまして、児童生徒一人一人の状況を的確に把握し、保護者や関係機関とも連携を図りながらきめ細やかな支援に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 宮下議員。

○1番（宮下成美君） ただいま3点の質問について、丁寧な回答をいただきありがとうございました。それではこれより順に再質問に移らせていただきます。

まず、1点目の文部科学省による全校調査を受けてどう考えるかについての再質問です。

教育長の答弁で令和3年度、全児童に対する不登校児童の割合が小学校で1.3%、中学校で5%と伺いました。また、本市の状況も小学校で0.8%、中学校で5%とお答えをいただきました。

そこでもう1つ気になるのが、まず広島県の置かれている状況についてもお聞かせください。広島県の小中学校の状況、それから全国や県単位で何県が多くて何県が少ないなど様々あると思いますが、分かる範囲で教えてください。

○議長（吉野伸康君） 山井教育部長。

○教育部長（山井法男君） 全国と比較した広島県の状況についてです。

まず、広島県が全国と比べてどうかですけれども、小学校が全国1.3%に対し、広島県が1.4%。中学校では全国が5.0%に対し、広島県が4.9%と広島県は全国平均とほぼ近い数値となっています。

他の県の状況です。まず小学校についてです。全国1.3%に対して、高いのが沖縄県で1.9%。最も低いのが岩手県で0.8%になっております。次に中学校の状況です。全国5%に対しまして、一番高いのが高知県で6.1%。全国で最も低いのが福井県で3.5%という調査結果になっております。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 宮下議員。

○1番（宮下成美君） 広島県はほぼ全国平均と近い数値であり、本市の状況も中学生に関しては全国平均と近い数値であることが分かりました。

それでは、続きまして2点目の質問に移らせていただきます。

本市における不登校の状況について、先ほどの教育長の答弁で令和3年度江田島市の全児童生徒に対する不登校児童生徒の割合が小学校で0.8%、中学校で5%と伺いましたが、中学校で5%というのはなかなか多い割合だと考えます。予備群と言いますか、

行き渋っている子供たちを含めると、潜在的にはもう少し多いような感じもします。また、中学生になると急に増えていくようにも感じます。0.8%から中学校にいくと5%。

そして、この要因についてはどのように捉えて考えていますか。

○議長（吉野伸康君） 山井教育部長。

○教育部長（山井法男君） 中学校になると不登校生徒が増えることの原因についてのお尋ねです。

小学校と中学校の数字を見ますと、中学校で急に増えているように感じますけれども、これを学年別で見ますと、小学校では1年生のときに最も少なく、6年生に向かって連続的に増えていくカーブになっています。そして中学1年生になりますと、小学6年生のときの約2倍の数値になります。中学校で不登校生徒が増えることの原因として言われていますのが学校生活の急激な変化、中1ギャップとも言われていますけれども、例えば人間関係の変化、授業の内容がだんだんと難しくなることに伴う学力不振などが上げられます。また小学校のときに不登校であった児童が中学校に上がってもそのまま不登校傾向が続くというケースも多くあります。

さらに、家庭環境で言いますと小学生段階での親との関わりが、中学校段階になりますと希薄になってくるということも要因の一つと言われています。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 宮下議員。

○1番（宮下成美君） 要因分析が非常に難しく要因も多岐にわたることから、なかなか難しい問題であるのだなと私も実感しております。また、不登校の理由や要因も複合的になっている上で、上げられている理由として49.7%が無気力、不安、これが子供たちの声となっています。そして先ほどの教育長の答弁でも本市における不登校の要因として無気力、不安などが上げられ全国調査と同じような様子ですが、はっきりとした要因がつかみづらい無気力、不安というような要因ですが、実際に休みがち、または休んでいる子供たちからはどんな声というか、こんな気持ちだから行きたくないんだよねというような理由があればお聞かせください。

○議長（吉野伸康君） 山井教育部長。

○教育部長（山井法男君） 不登校の要因についての御質問です。無気力、不安というのが一番理由として多いわけですがけれども、無気力、不安でひとくくりになっていまずけれども、その中身は様々なものがあると考えています。

無気力で言いますと何となく行きたくない、あるいは行く気がしない、なぜ学校に行かなければならないのか分からない、何のために勉強するのか分からないといったような内容になります。

次に、不安の中身ですがけれども、周りの目が気になるとか自分のことがどう思われているか不安になる、あるいは声をかけられたくないとかいう理由があるようです。このようなことから学校に行きにくくなっているものと思われます。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 宮下議員。

○1番（宮下成美君） このように子供たちが不安や無気力を、何となく行きたくない、行く気がしない、周りの目が気になる、自分のことをどう思われているか、自分がどういうふうに見られているか不安になる、そういうようなことを訴える背景に何があるのか、しっかりとアンテナを張って思いを酌んで、はせていかなければならないと思っています。

続いて、3点目のスペシャルサポートルームに関する質問ですが、現在、大柿中学校と能美中学校にSSRが設置されているとのことですが、不登校生徒は大体何人ほどいて、そのうち何人がSSRを利用しているのか、こちらは非常に難しいところもあると思いますので、お答えいただける範囲で構いません。よろしくをお願いします。

○議長（吉野伸康君） 山井教育部長。

○教育部長（山井法男君） SSR、スペシャルサポートルームの状況についてです。

人数についての質問がありましたけれども、具体的人数をここで申し上げますと個人が特定される恐れがありますので、具体的人数についてはお答えを控えさせていただきます。

状況について説明します。SSRは教育長の答弁にもありましたけれども、不登校やあるいはまだ不登校にはなっていないけれども学校に行きにくい、普通教室には入りにくい児童生徒のための教室です。毎日何人かがこの教室に通い、朝一では来られないけれども途中から、つまり遅刻ということになりますけれども来る子もいます。無理をせずできるだけ登校しやすい雰囲気となるよう努めています。以前は不登校だったけれどもSSRに少しずつ来られるようになり、SSRに通ううちに少しずつ普通教室にも入れるようになり、ついには普通教室でほかの生徒と一緒に生活できるようになった生徒もいます。

先ほどの質問で、無気力、不安の理由として周りの目が気になるとか自分のことがどう思われているのか不安になるといった不安があって、普通教室に入れられない生徒がSSRであれば来ることができるという教室になっています。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 宮下議員。

○1番（宮下成美君） ありがとうございます。スペシャルサポートルーム、このたび僕もしっかりと調べさせていただきました。

通常の教室への復帰を前提としていない、これがすごく子供たちにとっては一つハードルが下がってすごくいい取組教室だと思っています。しかし残念ながら、今はまだ大柿中学校、能美中学校の2校に設置という状況で、できれば残りの江田島中学校もしくは小学校などにもSSRを設置していただけたらと思います。どうでしょうか。

○議長（吉野伸康君） 山井教育部長。

○教育部長（山井法男君） 本市としましては、SSR推進校を拡充していきたいと考えています。ただSSR推進校事業は、広島県教育委員会の指定事業でありますので、来年度、江田島中学校も加えて3つの中学校に設置できるよう県教委に要望しているところです。

小学校への拡充につきましては、当面来年度での設置は予定しておりませんが、

不登校やその傾向のある児童も増えていることから、今後、小学校への設置も検討していかなくてはならないものと考えています。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 宮下議員。

○1番（宮下成美君） 学校に行きにくい子の数というのは、小学校単位で見ると多い所でも2、3人といったところかもしれませんが、現在では。また一方で本市の中学生の不登校率を考えても、今後、学校に行きにくい子供の数は増えていくことと考えられます。小学校や江田島中学校へのSSRの設置が現実のものとなるように願っております。

次の質問に移ります。

タブレット端末の整備により、学校に行けなくてもオンライン授業を受けることが可能になったと思います。学校に行きにくい子が、オンラインなら授業に参加できるといったケースもあると思います。そこで、そうしたときにオンラインでの授業参加は出席扱いになるのでしょうか。また、何かしらの要件、条件をクリアしないと出席扱いにならないのか、その辺のことを教えてください。

○議長（吉野伸康君） 山井教育部長。

○教育部長（山井法男君） オンライン授業が出席扱いにならないかとの御質問です。

こういった質問は保護者の皆さんからもよく寄せられます。ただ、オンライン授業を出席扱いにするためには文部科学省からの通知がありまして、今から言いますけれども4つの条件全てを満たすこととされています。

1つ目に、保護者と学校間で十分な連携、協力がある中で進めていくこと。2つ目に、オンラインでの授業を行いつつも訪問等による定期的かつ継続的な対面指導を前提とすること。3つ目に、授業の内容が計画的な学習プログラムによる学習活動であること。4つ目に、学校が対面指導や各児童生徒の学習活動の状況について、十分な把握をすることとなっています。

ということは、授業の内容をネットで流して、それをただ家庭で子供が観ているだけではこれは出席扱いにはならないということになります。このように、現状ではオンライン授業を出席扱いにするにはハードルが高いものとなっております。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 宮下議員。

○1番（宮下成美君） ICT推進がうたわれる中、一方で非常にクリアしなければならない条件のハードルの高さが伺えます。一方で、オンライン学習の環境整備や評価の方法、また基準の見直し、またICTを活用した学習支援サービスを導入して出席扱いとできるような環境整備を進める地方自治体も増えてきております。どうしても学校に行くことができない、でも中学校3年生あたりになると高校への進学なども考えると授業は受けない、でもどうしても学校に入ることが難しい、そうしたような子供たちのセーフティーネットの強化という意味でも、また今後の感染症の対応の観点でも、このような取組は必要と考えますが、このことについてどのような見解をお持ちでしょうか。

○議長（吉野伸康君） 山井教育部長。

○**教育部長（山井法男君）** オンライン学習の充実と出席扱いについての御質問です。

令和2年度の予算でタブレット端末整備の予算をいただきまして、児童生徒1人1台端末が実現しました。納入が令和2年度末になりましたので、昨年度の初め、令和3年度4月から実質的な運用が始まりました。これによりまして、新型コロナによる臨時休校や学級閉鎖の際にはオンライン授業も実施できるようになりました。世の中、ICTとかDXとか言われておりますように、今後こうしたデジタルやインターネットを活用した教育学習はますます進展していくことと思います。

議員おっしゃるように、そうした学習環境の整備に努めるとともに、運用面においても他の市や町に遅れることのないよう取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○**議長（吉野伸康君）** 宮下議員。

○**1番（宮下成美君）** これまでのやり取りの中でも子供たちの学校に行けない、また学校に行かない選択をする子供たちの姿が浮かんできています。先ほども述べましたように、セキュリティー強化の観点からも環境整備、また要綱や要件の見直しは必要と考えますので、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

私から最後の質問となりますが、最後の質問は教育長にお聞きさせてください。

教育長は長年、教育現場にあって多くの不登校児童に接してこられたと思います。そして今教育長として、本市内の小中学校に対して教育上の指導や助言などをされていることと思います。

私もできるだけ多くの児童生徒に学校に通う、そして楽しみを見いだして仲間をつかって大きくなっていく、そうになっていけるように願っています。しかしながら学校に行くことができない、あるいは学校に行くのが非常に難しい児童生徒がいるのが現状だと思います。

不登校対策について教育長の思いや考え、または考えられる対策などがあったらお聞かせください。

○**議長（吉野伸康君）** 小野藤教育長。

○**教育長（小野藤訓君）** 議員御指摘のとおり、近年子供を取り巻く環境は大きく変化する中で、学校に行くことができない、あるいは学校に行くのが非常に難しい児童生徒が増えております。その対応に苦労しているのが現状でございます。

私のこれまでの経験を含め不登校対策について、効果のあった取組や私の思いや考えを少し紹介させていただきます。

まず不登校に限らず学校で起こる諸課題には課題の兆候を早期に発見し、早期に適切に対処することが何より必要だと考えております。特に不登校対策には大きく2つの取組がございます。

1つ目は、課題予防的な取組です。

具体的には、子供が安心して過ごせる受容的な学校や学級の風土づくりです。授業や学級生活を通して子供の居場所づくりがポイントになると思います。

2つ目は、困難課題対応的な取組です。

具体的には、個々の状況に応じた取組です。学校行事や部活動での仲間との信頼関係

や趣味や特技を生かした仲間との絆づくりです。さらに、通信制高校等含めた進路指導もとても重要になってまいります。このような取組により不登校の予防や再登校につながった事例もございます。

根本的な考えといたしましては、不登校児童生徒に問題があるとの決めつけを払拭し、教員や保護者が子供の気持ちに寄り添う姿勢を持つことが非常に大切だと思います。どの子供も卒業後には必ず社会人となります。子供の自己肯定感を高め、周りの大人との信頼関係を構築することが重要です。そのことが社会的な自立につながっているものと考えております。

これからも家庭訪問等での保護者連携や地域関係機関との連携を密にし、個々の児童生徒に応じた具体的な支援に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 宮下議員。

○1番（宮下成美君） 教育長からの経験に基づいた力強いお言葉ありがとうございました。

今回は、令和4年10月27日付けで発表された文科省の調査を基に質問をさせていただきました。こちらの調査では、暴力行為、いじめ、不登校、または自ら命を絶ってしまうこの国の子供たちの実相が浮き彫りになっており、ぜひ教育行政はもとより明岳市長をはじめ、子供や福祉に関わる職員の方には、もし御覧になっていなければぜひ一度目を通していただきたいと考えております。

また、不登校問題に関して、先ほど教育長もお答えいただきましたように、不登校児童生徒に問題があるとの決めつけを払拭し、教員や保護者などが子供の気持ちに寄り添う姿勢を持つことが大切ですとのお言葉、この姿勢で私たち大人は不登校の背景にある子供たちのSOSや社会問題に対してアンテナを張り、次の時代を担う子供たちに対して寄り添いながら未来をつくっていくよう努めなければならないと考えています。

引き続き、教育長をはじめとする教育委員会職員の方々、校長先生をはじめとする教職員の方々にはより一層の支援と子供たちへのよりよい教育をお願いして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（吉野伸康君） 以上で、1番 宮下成美議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。14時05分まで休憩いたします。

（休憩 13時52分）

（再開 14時05分）

○議長（吉野伸康君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

7番 長坂実子議員。

○7番（長坂実子君） 皆さん、こんにちは。7番議員、政友会の長坂実子でございます。傍聴へお越しの皆様、足をお運びいただきありがとうございます。またインターネット中継を御覧の皆様もありがとうございます。

それでは、通告にしたがいまして一般質問をさせていただきます。

本市では、誰もが住み慣れた地域で自立した生活を続けられるよう、地域共生社会の実現に向けて地域包括ケアシステムの体制を軸にした福祉のまちづくりが進められて

います。人口減少と少子高齢化が一層進行する本市において、その体制の充実強化と福祉の充実が市民にとっても、これからの江田島市にとっても非常に重要な取組になっています。

今、本市は健康寿命の延伸を市の施策の重点テーマに掲げ健康づくりの取組を進めているところです。高齢者福祉計画第8期介護保険事業計画によると、本市の高齢者の介護が必要になる一番の原因は骨折やフレイルであり、また外出しなくなる理由で一番多い理由が足腰の痛みと市民への調査結果にもあり、高齢者福祉施策の中でも介護予防、フレイル予防の取組が重要とされています。

平成27年10月から本市では地域介護予防活動支援事業として、いきいき百歳体操をする住民主体の通いの場の立上げや活動の支援に取り組み、今ではその通いの場も市内で70か所を超え、これまでに地域の中で一定程度の介護予防の普及活動が進んできたことは評価されることだと思います。ですが、今は通いの場の活動状況を見ると、おもりの数や体操の仕方など個々の思い思いにしている状況にあったり、通いの場の活動内容にも差が出てきている状況です。住民主体の場が継続するようにモチベーションを保ち、また、より効果的な介護予防となるよう専門職によるサポート体制が必要だと考えます。また、市民からは百歳体操に来られない人には何もしないのかという声や、それから自分も弱って百歳体操に来られなくなるのが心配だという声も聞きます。

住み慣れた地域で自立した生活をし続けられるよう、また健康寿命の延伸のため通いの場に来ない高齢者やフレイルなどで通いの場に来られなくなる人への介護フレイル予防の取組も必要だと思います。

そこで次の2点について伺います。

1、リハビリ専門職や保健師などの専門職は、地域の中でどのような介護、フレイル予防に取り組んでいるのでしょうか。

2、通いの場に来ない閉じこもりの高齢者や、フレイルなどで通いの場に来られなくなる人への介護フレイル予防の取組はどうなっているのでしょうか。

以上、2点をお伺いします。よろしくお願いいたします。

○議長（吉野伸康君） 答弁を許します。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） 長坂議員から介護フレイル予防の充実について、2点の御質問をいただきました。順にお答えをさせていただきます。

まず、1点目のリハビリ専門職や保健師などの専門職による地域の中での介護フレイル予防の取組はとのお尋ねでございます。

江田島市の介護予防の推進につきましては、令和3年3月に策定の江田島市高齢者福祉計画第8期介護保険事業計画に基づきまして実施をしているところでございます。この中で保健師など専門職が大きく関わる身体的な機能向上の取組といたしましては、いきいき百歳体操を行う住民主体の通いの場や、運動機能の向上などを目的とする介護予防教室がございます。

1つ目のいわゆる百歳体操につきましては、先月11月末現在71グループ、1,021人の方が市内の集会所や個人宅などで活動をされております。この百歳体操の場で

は、定期的に体力測定や栄養指導などの出前講座を実施しており、保健師や栄養士などが訪問し指導を行っております。また昨年度、令和3年度からは地域リハビリテーション活動支援事業といたしまして、市内医療機関の理学療法士に御協力をいただき、百歳体操をより効果的なものにするため来訪による指導助言を行っていただいております。

2つ目の介護予防教室につきましては、約5か月を一つの期間として週1回程度のトレーニングにより体力や筋力をつけていただくものでございます。このトレーニングは上半身から下半身、体幹を鍛える運動特化型プログラムでありまして、安全で効果的な運動を実施するための調整を行う健康運動指導士によって指導を受けております。

このほか、健康診査の結果、将来介護やフレイル状態となりそうな方などを対象として健康な体づくりのため、江田島市エンジョイ運動教室を実施しており、ここでも健康運動指導士の方から実技指導などを受けております。

今後このような事業を継続しながら各地域におきまして医療機関や専門職の方などと連携しながら効果的な介護予防の普及啓発を行ってまいります。

次に、2点目の通いの場に来ない閉じこもりの高齢者やフレイルなどで通いの場に来られなくなる人など要支援の人への介護フレイル予防の取組はとのお尋ねでございます。

百歳体操をツールとした通いの場や介護予防教室などは、筋力低下を防ぐことや集うことによる社会参加によりましてフレイル予防に大きな効果がございます。また、閉じこもり予防の役割も担っております。しかしながら、加齢などにより通いの場などに参加できなくなった方などに対する支援が大きな課題となっており、このことは今後ますます重要になると考えております。

そのため市ではその対応といたしまして、高齢者の方が自宅でも気軽に運動のできる本市独自の体操を作成することとし、現在その準備を行っているところでございます。この体操は体幹や骨盤、足の指の運動を中心としたもので、フレイル予防に期待ができる内容となっております。またこれは広島大学のスポーツリハビリテーション学研究室に専門的立場から全面的な御協力をいただいております。なお、現在体操の収録を終えておりまして、DVDの作成に入っている段階でございます。今年度中には完成する予定でございます。

そのほか、地域包括支援センターでは要介護認定の要支援の認定を受け、サービスを利用していない方に聞き取り調査を行うなど支援を要する方の把握に努めております。また、民生委員や通いの場の代表者などの地域の方から支援を要する方の情報が寄せられた場合には、専門職の訪問などにより、状況の確認を行っているところでございます。その結果、自宅に閉じこもりがちの方には通いの場や介護予防教室の紹介を行い、介護が必要な方には要介護認定の申請援助をするなど、その方に寄り添った必要な支援方法を検討しながら対応するよう心がけております。

市では今後もフレイル予防や必要な支援を行い、高齢者の皆様が住み慣れた地域で自分らしい生活ができるように事業の推進をしてまいります。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 長坂議員。

○7番（長坂実子君） 御丁寧な御答弁ありがとうございます。

それでは1点目から再質問させていただきます。

通いの場での専門職の取組について伺いますが、通いの場でリハビリテーション支援事業をしているとの御答弁でしたが、令和3年度の決算審査資料によりますと71か所の通いの場のうち訪問指導をしたのは2か所です。これでは少ないように思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（吉野伸康君） 仁城福祉保健部長。

○福祉保健部長（仁城靖雄君） 令和3年度から開始をしております理学療法士の方が訪問助言をする地域リハビリテーション活動支援事業につきましては、令和3年度2回ということでございます。これは開始年度ということもございまして、新型コロナウイルス感染症の影響もありまして、理学療法士が所属をしております医療機関の負担が大きくなったこと、そして行動制限などがございまして、通いの場自体が中止となった場合があったというようなことがございます。

今年度につきましては、11月末までには今7か所を実施しておりますので徐々に増やしていくところでございます。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 長坂議員。

○7番（長坂実子君） 今年度は現在7か所ということですが、それでも少し少ないのではないかと思います。これは、市民は訪問指導をしてもらえること自体知られていないと思いますし、栄養指導の出前講座も同じく知られていないと思います。市民への周知や定期的な訪問指導をしてはどうでしょうか。

○議長（吉野伸康君） 仁城福祉保健部長。

○福祉保健部長（仁城靖雄君） 地域リハビリテーション支援事業について、市民の皆様等周知ができていない、また定期訪問してはどうかということでございます。

理学療法士の訪問指導につきましては、確かに周知はされておられません。というのは、理学療法士の方の日程に合わせながら訪問先を決定しているためでございます。今後も少しずつ増やしていくこととしておりますけれども、周知方法や選定方法につきましては検討していきたいと思っております。

また、定期的な訪問指導につきましては、通いの場からも百歳体操の場からも来てほしいという声が多くあるのも承知しております。昨年度は十分に訪問指導ができておりませんが、今年度は71か所全ての通いの場に保健師が一度は訪問できるように進めているところでございます。なお、定期的な訪問指導の必要性というのは認識はしております。少しでも多く訪問ができるように工夫をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 長坂議員。

○7番（長坂実子君） 専門職によるケアも必要なことだと思います。住民主体ではありませんけれども、効果的な介護予防と通いの場の活動の継続支援のために、ぜひよろしく願いいたします。

次の質問をさせていただきます。

介護予防教室は昨年度の決算資料にありましたけれども、能美市民センター、鷲部交

流プラザの2か所でそれぞれ30名程度の参加者で開催されていますが、介護予防のために充実したプログラムを実施していることも今御答弁で分かりました。どのような方が対象になっているのでしょうか。

○議長（吉野伸康君） 仁城福祉保健部長。

○福祉保健部長（仁城靖雄君） 介護予防教室の対象者についてでございます。

対象者は65歳以上で体力筋力に衰えを感じている方ございまして、幅広く広報、チラシ等で募集をしております。また、地域包括支援センターで把握はできております。要支援者などの方で、特に必要であると思われる方には職員が声かけをしている場合もございます。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 長坂議員。

○7番（長坂実子君） 江田島市エンジョイ運動教室についての御答弁ありましたが、健康診査を受けた結果、年齢層などどのような方を対象にそのようなプログラムを実施しているのか教えてください。

○議長（吉野伸康君） 仁城福祉保健部長。

○福祉保健部長（仁城靖雄君） エンジョイ運動教室の対象者とその内容ということでございます。

対象者につきましては、概ね40歳から74歳の方で、健康診査の結果、血圧や血糖値、そして脂質のいずれかが基準値から外れている方でございます。

プログラムの内容といたしましては、厚生労働省が提示をしております成人を対象とした運動プログラムと高齢者を対象とした運動プログラム、これを含むもので有酸素運動、筋力トレーニング、バランス運動、ストレッチなどを組み合わせて行うものでございます。

この運動教室には2つのコースがございまして、生活習慣病予防や筋力向上などのための筋力アップコースと、減量しやすい体づくりのための有酸素運動を中心とした脂肪燃焼コースがございます。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 長坂議員。

○7番（長坂実子君） 御答弁ではこのような事業を継続して各地域で効果的な介護予防の普及啓発を行うとのことですが、どのように普及啓発をしていかれるのでしょうか。

○議長（吉野伸康君） 仁城福祉保健部長。

○福祉保健部長（仁城靖雄君） 介護予防の普及啓発ということでございます。

現在の介護予防教室や通いの場につきましては、専門職の訪問などは継続をしていきたいと思っております。また回数も増やしていくことが一番の普及啓発につながるというふうに思っておりますので、限られた人数でございますけれども努力していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 長坂議員。

○7番（長坂実子君） 限られた人数でということですが、地道な活動をされていることと思います。市民の健康づくりのために専門職の活動が必要ですので、ぜひよろしくお願いいたします。

2点目について再質問させていただきます。

通いの場に来られない人、来られなくなった人への介護フレイル予防についてDVDの活用を進めていくとの御答弁でした。また、今要支援の認定を受けているので支援を利用していない人の把握にも努めているという御答弁もありましたように、要支援の認定を取っているのに、なかなか支援が行き届いていないという現状もあると思います。今後はどのように対象者を把握してDVD活用までアプローチしていくのでしょうか。

○議長（吉野伸康君） 仁城福祉保健部長。

○福祉保健部長（仁城靖雄君） 対象者の把握とDVDの活用までのアプローチということでございます。

まず対象者の把握につきましては、要支援の認定を受けながらもサービスにつながっていない方、これにつきましては訪問するというところで実態把握を行っております。昨年度は23人の方に訪問をいたしました。今年度では介護情報や医療情報から対象者を抽出するシステムというのがございます。このシステムを使いまして新たに42人の方を対象といたしまして現在訪問を行っているところでございます。

このような訪問活動の中で対象者の方の把握を行い、個別に必要な支援につなげたり、介護予防教室や、先ほど言いました通いの場へ声かけをするなどを行っております。そういった中でDVDの普及を行うということを考えております。さらには、現在もそうですけれども、各地域に地域包括支援センターのブランチというのがございます。このブランチが訪問することや民生委員さんからの情報なども踏まえまして、対象者を増やすところで個別の支援の中でDVDを活用していきたいとこのように考えております。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 長坂議員。

○7番（長坂実子君） 支援が行きわたるには訪問活動に力をこれから入れていっていただきたいと思っておりますし、個別の支援の中でDVDを活用するとのことですが、要支援の方がDVDを使えるのかというような懸念もすごくあるんですけれども、介護フレイル予防に頼れるところは頼ったらいと思うんですけれども、個別の支援が重要だと思います。リハビリ指導なり保健指導など専門職の個別の支援の充実をしていただきますように要望いたします。

続いて質問させていただきます。

民生委員や通いの場の代表者などの地域の方から支援を要する人の情報が寄せられた場合、専門職が訪問して状況確認するとのことでありましたが、市民から地域の中の専門職の活動が見えにくいと思います。どこが窓口になって、具体的にどのような対応をするのでしょうか。

○議長（吉野伸康君） 仁城福祉保健部長。

○福祉保健部長（仁城靖雄君） 専門職の活動が見えにくいとか、窓口ということでございます。

その前に1点、要支援の方がDVDが使えるのかという懸念がございましたので、要支援の方でも比較的健康的に近い方もいらっしゃいますし、支援が本当に必要な方もいらっしゃいます。そういった方は訪問をすることによって、その方の状態を把握をし個人でDVDが使えるような方につきましては、そういった啓発活動をしていきたいと思っております。支援が必要な方につきましては、今のサービスの方向につなげるなどをしていきたいと考えております。

次の質問の専門職の活動が見にくいとか、窓口ということでございます。

市に寄せられる相談等というのは、家族からはもちろんのこと、地域の民生委員の方や通いの場の代表者の方、医療機関の方もありますし、場合によっては警察署からの情報もございます。そういった方からの情報が寄せられまして、その内容は介護予防に関する健康相談とか認知症に関すること、こんなこともあるんですけども、それ以外にも生活困窮やDV、ごみ屋敷など本当に幅広くございます。

その中で介護予防に関することでは訪問によりまして、先ほど言いましたように元気で活動ができているのか、それとも支援が必要なのかなど、そういった方に応じた対応をしております。その活動が見えにくいというのは、寄せられた内容が年間200件を超えております。

この中には本当にデリケートな内容を含むものがたくさんございまして、プライバシー保護に十分に配慮する必要のものが多くあるためでございます。なかなかそこが見えにくいというところがあるかと思えます。

そして、窓口についてでございます。

高齢者の方に関する窓口につきましては、地域包括支援センターが窓口でございますので、高齢者に関するものにつきましては、ぜひ包括支援センターのほうへ御相談をいただければと思っております。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 長坂議員。

○7番（長坂実子君） プライバシーの配慮などあり市民からはなかなか見えにくいですが、寄せられる相談件数が年間200件以上で、命に関わるようなケースも含めて幅広く対応されていると思えます。

地域包括ケアの体制を進める中で専門職に求められる役割を考えますと、人員体制の強化が必要なのではないのでしょうか。

○議長（吉野伸康君） 仁城福祉保健部長。

○福祉保健部長（仁城靖雄君） 人員体制の強化ということでございます。

福祉全体というのが業務のほうが年々複雑化しておりますし多様化してきております。専門職の役割がますます重要になっていると私たちも思っておりますし、その必要性というのは十分に感じているところでございます。

そのため、令和5年春、来年度からの採用のものですけれども、春採用の職員募集では、保健師に加え社会福祉士や主任介護支援専門員なども募集したところでございます。しかしながら保健師は採用に至らず、主任介護支援専門員につきましては応募もなかったということでございまして、現在、二次募集を行っているところでございます。これは

専門職の確保が大変厳しい状況にあるということでございます。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 長坂議員。

○7番（長坂実子君） 専門職の確保が難しいと言われますけれども、専門職がないと福祉の充実にはつながらないと思います。先ほど百歳体操も専門職訪問ができないというような状況も聞きましたけれども、専門職の方がいないといけないと思います。その確保に向けた取組はどのようにされているのでしょうか。

○議長（吉野伸康君） 仁城福祉保健部長。

○福祉保健部長（仁城靖雄君） 専門職確保についての取組でございます。

通常の職員募集というのはもちろんのことですけれども、その案内を近隣の看護系大学がございまして、そちらに訪問し御紹介をいただくなど周知をしております。また、広島県などの担当者の方に、専門団体それぞれの専門職とそれぞれの専門団体を持っておりますので、そういった専門団体への周知もお願いをしているところでございます。

それ以外に、保健師などを広島県や広島市、今相互派遣などもやっておりますので、そういった相互派遣としてお願いすることもしております。そういうようなことをやっても、なかなか職員の応募や派遣なども厳しい状況にあることは間違いないです。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 長坂議員。

○7番（長坂実子君） 確保は難しいとは言いますけれども、今の体制に私は疑問を感じております。地域包括ケアの体制づくりが全国的に進められており、例えば広島市では体制づくりのために保健師を計画的に増員してきています。江田島市では地域包括ケアの体制づくりをどのように考えられているのでしょうか。

○議長（吉野伸康君） 仁城福祉保健部長。

○福祉保健部長（仁城靖雄君） 現在の保健師等の体制では、全ての通いの場を定期的にまわるということは、細やかな活動ということになりますとできていないところもあるのも事実でございます。そのため少しでも保健師などの活動ができるように事務改善なども行いながら対応をしているところでございます。

また、保健師などの専門職も市の職員ということでございますので、全体として定員適正化計画に基づいた採用を行っているところがあります。

現在の定員適正化計画の計画期間というのが令和5年までということでございます。令和6年からの次期計画につきましては令和5年度に策定を予定しておりますので、その中で保健師などを含めた専門職の採用の在り方は検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 長坂議員。

○7番（長坂実子君） 福祉は地方自治の根幹だと思います。目立ちませんが派手でもないですけれども命や健康に関わるもので、専門職の方のように地に足を着けた活動が絶対に必要だと思います。

誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らしていくことのできる社会にしていくために、また健康寿命の延伸、それと子育てしやすい環境づくりのためにも保健師などの専門職

の人員強化はしていただきたいと思います。そして一層、福祉が充実するように取り組んでいただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（吉野伸康君） 以上で、7番 長坂実子議員の一般質問を終わります。

10番 酒永光志議員。

○10番（酒永光志君） 10番議員、政友会の酒永光志でございます。傍聴席の皆様には傍聴にお越しいただき誠にありがとうございます。またネット等で御視聴いただいている市民の皆様、誠にありがとうございます。

本日、最後の一般質問者として緊張感を持って質問に臨みたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、通告にしたがい、1項目4点の一般質問を行います。

沖美ふれあいセンターの空調設備等についての質問となります。

沖美ふれあいセンターは、文化振興施設あるいは地域福祉施設として広く市民の皆様に親しまれてきたところでございます。

特に、1階242席、2階125席、計367席のふれあいホールは、市内唯一の移動観覧席を持つホールとして文化講演やコンサート、また生涯学習活動等に広く利用されてきたところでございます。しかし残念なことは、ふれあいホールの空調設備が昨年10月に故障し、修理がなされないまま一年以上が経過し、暑さの厳しい夏や寒さの厳しい冬はホールが利用できない状態にあります。

先般11月19日にも江田島市安全安心まちづくり市民の集いが開催されたことは皆様御承知のところと思いますが、来場者から少し寒かったね、暖房は効いていないの、との声が聞かれました。

また、早くに地元自治会や各文化団体から早期の修理をとの声が市に届いていると思いますし、我々もその声を市に届けているところでございますが、これまで修理への動きは見られておりません。

そこで次の4点について伺います。

1点目は、修理がなされないまま、現在に至っている理由は何にあるのか伺います。

2点目は、今後の修理計画について伺います。

3点目は、同様の施設の農村環境改善センターについても空調設備が不調と聞いておりますが、その状況はどうでしょうか。伺います。

最後、4点目でございますが、沖美ふれあいセンターは築28年、農村環境改善センターは築29年経過し、いずれの施設も新耐震基準に適合した施設と言いしも、各設備の老朽化は年とともに進んでいるのが現状でございます。

施設のリニューアル、もしくは大規模改修の時期にもきていると思いますが、市の考えをお聞きします。

以上、1項目4点の質問でございます。

市長の答弁、よろしくお願いいたします。

○議長（吉野伸康君） 答弁を許します。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） 酒永議員から沖美ふれあいセンターの空調設備について、4点の御質問をいただきました。順にお答えをさせていただきます。

まず、1点目の修理がなされていないまま現在に至っている理由についてでございます。

沖美ふれあいセンターふれあいホールの空調設備につきましては、昨年、令和3年10月に故障が判明をいたしました。このため、修繕に必要な費用の見積りを徴収するなど、令和4年度予算編成に向けた準備を行ってまいりました。しかしながら概算見積りの段階で多額の費用が見込まれることや詳細な見積書による事業費の精査が間に合わず当初予算に計上できませんでした。その後、引き続いて精査した結果、当該施設の空調設備は修繕では対応できず更新工事が必要となり、さらなる多額な費用を要することが判明したため全市的な視野から対応方針を検討することとなりました。

次に、2点目の今後の修繕計画についてでございます。

沖美ふれあいセンターにつきましては、築28年が経過し、エレベーターや音響設備など施設全体の老朽化が進んでおります。市といたしましては、ふれあいホールの空調設備のみならず、これら施設設備の修繕計画の基となる劣化状況等調査を新年度予算で計上し、施設の将来的な在り方を検討の上、修繕計画を策定したいと考えております。

次に、3点目の農村環境改善センターについても空調設備が不調と聞いているが状況はとのお尋ねでございます。

農村環境改善センター多目的ホールの空調設備については、平成4年度の施設完成後、現在まで使用を続けており、令和3年8月に修理を行って以降は不具合の報告は入っておらず、現在のところ正常に稼働いたしております。

しかしながら設置から30年が経過しており、故障が発生し、交換部品等の供給が困難な場合には全面取替えとなる恐れもあり、沖美ふれあいセンターと同様に施設全体の劣化状況調査を実施する必要があると考えております。

最後に、4点目の施設のリニューアル、大規模改修の考えについてでございます。

沖美ふれあいセンター及び農村環境改善センターにつきましては、地域の皆様はもとより、市内全域の皆様を対象とした講演会や研修会など各種行事などに利用される大規模集会施設でございます。

両施設以外にも旧町で設置した大規模集会施設は、整備から相当の期間が経過いたしております。全市的な視野から将来の在り方を検討する時期にきておりますので、施設の劣化状況等調査を行いまして修繕に必要な費用を精査の上、施設の活用状況及び財政状況などを踏まえまして修繕計画などを策定してまいります。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 酒永議員。

○10番（酒永光志君） 答弁ありがとうございます。

それでは、全体を通して再質問をいたします。

最初に、沖美ふれあいセンターは、文化振興、社会教育、地域福祉等の複合施設として、今後も広く活用すべき本市の拠点施設と思っておりますが、沖美ふれあいセンターの位置付けをどのように考えておられるか市の考えを伺います。

○議長（吉野伸康君） 江郷市民生活部長。

○市民生活部長（江郷吉行君） 沖美ふれあいセンターは、文化、芸術活動等の向上と保健福祉の推進を図り、ふれあいの場としてまちづくりを推進するため設置した施設です。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 酒永議員。

○10番（酒永光志君） 今後とも、そのお考えでやっていただけるということでしょうか。

○議長（吉野伸康君） 江郷市民生活部長。

○市民生活部長（江郷吉行君） はい。そのように条例にも書いております。

○議長（吉野伸康君） 酒永議員。

○10番（酒永光志君） ふれあいセンターは、何度も言うようなんですけれども、本市の文化振興、社会教育、地域福祉等の複合施設として重要な施設であると執行部のほうもそのような考えを持っているということで安心をしたところでございます。

そこで本題に入りますけれども、市長答弁で空調設備の修理には多額な費用を要することが判明したため、全市的な視野から対応方針を検討する。今後の修繕計画については、その基となる劣化状況等調査費を新年度予算で計上し、施設の将来的な在り方を検討の上、修繕計画を策定したいと考えているとのことでした。

スケジュール感が全く感じられない答弁ではないかと私は思います。具体案も見えてきません。修繕するのかされないのか。それはいつになるのか。故障してから既に1年2か月が経過し、その間、市民へは具体の説明がなされないままでございます。

答弁のまま経過するとなると、修理には、あと何年待てばよろしいのでしょうか。スピード感を持っての対応を強く望むところでございますが、市長の考えを伺います。

○議長（吉野伸康君） 江郷市民生活部長。

○市民生活部長（江郷吉行君） 市内にはこの施設以外にも農村環境改善センターやスポーツセンターもあります。これらの施設の建築後、相当な年数が経過しており、大規模な修繕が予測されます。来年度行う予定の劣化状況等調査をもとに、これらを全市的な視野で修繕に必要な費用や活動状況等を踏まえまして修繕計画を策定してまいります。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 酒永議員。

○10番（酒永光志君） 意思決定までの間、かなりの時間がかかるわけですが、施設の利用形態、また施設を利用する団体や市民に対する説明をどのようにされるのか伺います。

○議長（吉野伸康君） 江郷市民生活部長。

○市民生活部長（江郷吉行君） 施設を利用される団体や市民の皆様には御迷惑をおかけすることとなります。御理解をいただくようお願いしてまいります。

沖美ふれあいセンターのふれあいホールにつきましては、そのホール以外の利用や空調の不要な時期での利用、または他の施設での利用をしていただくようお願いしてまい

ります。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 酒永議員。

○10番（酒永光志君） もう1年以上説明がないまま経過しているわけですから、積極的な動きをお願いしたいと思います。次に、空調設備の不備による春秋限定の不安定な状態での施設利用では、施設利用者の施設離れが進むことを危惧するところでございますし、1年たつごとに手が加えられないとなると、施設の老朽化というのは1年が2年となり、2年が3年となりというようなことでどんどん傷んでまいります。

その対策や施設利用の増加に向けての今後の取組を伺いたいと思います。

○議長（吉野伸康君） 江郷市民生活部長。

○市民生活部長（江郷孝行君） ふれあいホールにつきましては、利用者の皆さんの声を聞いて利用時期や利用施設の変更などをお願いしてまいります。その間できる限りの対応は行ってまいります。

施設利用の増加に向けた取組です。これは暮らしのガイドブックや公共交通マップなど市の刊行物に掲載して周知を図っております。また、この施設では、毎年、市の文化団体連合会による文化交流発表会や沖美町の文化団体による公民館祭りなど、これらの開催を通じて施設の利用促進を図っています。

コロナ禍以前では、市内の団体の利用のみならず島ミュージックによる音楽祭の開催や崇徳高校合唱部の夏合宿、このような市外の団体やグループにも利用していただいております。このような活動状況を周知してまいります。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 酒永議員。

○10番（酒永光志君） ただいま答弁の中にあつた暮らしのガイドブックや公共交通マップには、ふれあいセンターの位置や電話番号の情報は掲載しておりますけれども、施設や設備などの施設利用に向けての参考となる情報は全然記載されておりません。施設にはパンフレットが置いてありますが、この沖美ふれあいセンターのパンフレットです。このパンフレットは28年前に施設ができたときに作られたパンフレットがそのままです。中には3代前の沖美町長の顔写真と挨拶が載っているものです。私はあまりにもこれはお粗末と思えてなりません。

江田島市は、交流人口の拡大を図る市として市外からの誘客をもくろめるふれあいセンターや農村環境改善センターの維持管理はもちろんのこと、紹介やPR資料となるパンフレット等の作成は本当に大事なことだと思うんですよね。これについての執行部の考えを伺います。

○議長（吉野伸康君） 江郷市民生活部長。

○市民生活部長（江郷孝行君） 現在もそのパンフレットは修正シールを貼って利用している状態です。パンフレットの更新も含めて施設利用の活性化は努めてまいります。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 酒永議員。

○10番（酒永光志君） 修正シールを貼ってというのは中身がよく分からないんで

す。このパンフレット、つい先日もらったんですが全然修正シールが貼っているところはありません。

考えるところは、28年前のパンフレットよりかはコンパクトでもいいです。A4の二つ折りぐらいのあれでもいいですよ。明岳市長さんの思い、ふれあいセンターの利用関係、そこらあたりの言葉と明岳市長の顔写真を、私は載せたものの現代版と言いますか、現状に即したものをぜひとも作っていただきたい。当然、環境センターでも同じですよ。施設を利用してもらおうと思ったら、例えば、これを持って市内外へコマースに行く、そのようなことに使えんじゃないですか。そのときに、例えば市長が出張されるとき、各部長さん方が出張される時、かばんの中に入れていただいとって、実はこれこれこういう施設があります。ぜひ活用してください。「沖美ふれあいセンターのふれあいホールは、300席ぐらいの非常にコンパクトホールとして使うのにはもってこいです。」というようなPR活動が全然なされていない。そのためにはパンフレットの作成が必要なんです。ぜひお願いをいたします。どうですか、部長。

○議長（吉野伸康君） 江郷市民生活部長。

○市民生活部長（江郷吉行君） 今、パンフレットの基写真、これを今探している状態です。基写真がありましたらパンフレットの更新は容易にできますので、そのあたりは今後、前向きに検討してまいります。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 酒永議員。

○10番（酒永光志君） 基写真も植樹も、植木なんか全然入っていない写真なんです。やはり現況の写真をしっかりと撮っていただいてやるべきだろうと思いますよ。前の写真を使ってというのは、それは間違っただけになっていけませんし、そこらは十分現場を見ていただいて判断をしていただく必要があると思います。よろしく願いいたします。今言ったことは、例えばこういう場で議員から指摘されなくても十分な配慮をしていただくべきことだと思います。ぜひ、よろしく願いいたします。

市内唯一の移動観覧席を持つふれあいホールを有し、環境的にも程よい位置に立地し、駐車場として使用できる広いグラウンドも隣接する沖美ふれあいセンターは、近隣市町にも誇れる施設ではないかと思えます。新耐震基準にも適合し、複合施設として多機能な設備を有し、避難施設としても市民が安心して利用でき、適正な維持管理によって今後数十年は活用できる施設であり、また活用しなければならない施設とも思いますが、執行部の考えはどうでしょうか。伺います。

○議長（吉野伸康君） 江郷市民生活部長。

○市民生活部長（江郷吉行君） 沖美ふれあいセンターは、新耐震基準を満たしておりまして、メンテナンスを行いながら今後も使い続けていく施設です。一般的には50年は活用できる施設です。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 酒永議員。

○10番（酒永光志君） そこらあたりは共通認識を持っていただいているというところを思うわけですが、平成29年3月に策定された江田島市公共施設等総合

管理計画というのがございます。この基本的な方針では、公共施設等の整備、更新、維持管理を計画的かつ効率的に行い、十分な安全を確保しつつ、可能な限り長寿命化を図るとその目的にあります。これは計画書の23ページに書いてあります。

また、当該計画で補足する基本的な方針の中で、人口減少を見据えた整備、更新として、建物の事後保全から予防保全への転換等、機能改善の項目の中で新耐震基準で整備された公共施設、これは昭和56年、1981年以降に建設された建物や耐震補強工事を行った公共施設は定期的に修繕工事を実施することで長寿命化を図り、将来にわたり有効活用するとも書かれております。特に不具合が発生するたびに修繕を行う事後保全から不具合、事故が生じる前に計画的に修繕を実施する予防保全へ転換することで既存公共施設を良好な状態に保つことが重要であるとも記されております。

現在の沖美ふれあいセンターの状況は良好な状態が保たれているとは言えません。年間を通した利活用ができるよう、一日も早いスピーディーな取組を重ねてお願いをするところでございます。

3点目の農村環境改善センターの空調設備については、令和3年8月の修理以降は正常に稼働しているとのことで、引き続きの維持管理、利用者増への取組をお願いするところでございます。

最後に4点目、施設のリニューアルや大規模改修の考えについてでございます。

建物の経年劣化は避けて通れません。自分の家も考えてみた場合、15年、20年経過しますとやはりあちこちが傷んでまいりますし、一年早く手入れをすることによって建物の寿命はより長く保つことができると思います。

先ほども申し上げた江田島市公共施設等総合管理計画の適切な管理の下、事後保全から予防保全への転換をしっかりと進めていただき、市民が活用しやすい開かれた公共施設として維持管理保全に努めていただくことを切にお願い申し上げて、以上で私の一般質問を終わります。

○議長（吉野伸康君） 以上で、10番 酒永議員の一般質問を終わります。

お諮りします。

本日の会議はこれまでとし、散会したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御質疑なしと認めます。

したがって、本日は、これにて散会することに決定しました。

なお、2日目は、明日午前10時に開会いたしますので、御参集願います。

本日は御苦労さまでした。

（散会 15時01分）